

インドネシアにおける債権管理及び 債権回収に関する調査研究

2014年3月

長島・大野・常松法律事務所

弁護士 福井 信雄

弁護士 前川 陽一

目 次

はじめに	3
第1章 インドネシア民法典の概要.....	5
第1節 沿革	5
第2節 構成	5
第3節 債権法に関する規定.....	6
第2章 インドネシアの契約実務と法の執行に関する留意事項.....	10
第1節 契約準拠法に関する合意.....	10
第2節 インドネシア法の適用除外の限界.....	11
第3節 インドネシアの民事手続.....	12
第3章 事例の検討.....	13
第1節 債権の発生に関する法的問題の分析と検討.....	13
第2節 債権の保全に関する法的問題の分析と検討.....	22
第3節 債権の回収に関する法的問題の分析と検討.....	28
第4節 債権各論に関する法的問題の分析と検討.....	39
第4章 結語	46

はじめに

日本企業の経済活動がグローバル化するなかで、近年アジアの新興国向けの投資や事業進出が顕著に拡大しつつある。なかでもインドネシアは、親日国であることに加えて、2.5億人という人口を有する巨大な消費市場であることや労働力も依然相対的には安価に調達できることなどの要因から、様々な業種の日本企業の進出が見られる。今後も日本企業にとっての海外進出先の有力候補国の一つであり続けることは間違いないであろう。

他方で、インドネシアでは企業が事業活動を行うための法制度が十分に整備されていないという点が進出時のリスクの一つとして認識されている。成文法の整備が十分でないだけでなく、判例の先例拘束性がないことや司法機関自体の信頼性が低いことから、法解釈においても予見可能性が低く、かつ司法機関による法の執行（エンフォースメント）も十分に担保されているとは言い難い。このような法律インフラが十分に整備されていない国では、いかに法的な紛争を回避しながら企業活動を行うかという予防治務の視点がより重要となる。そのためにも、企業の経済取引に関わる現地法制についての理解が不可欠である¹。経済取引に関わる法制の最も基礎にあるものは民法・商法であるところ、これらはいずれも1800年代のオランダ統治時代において制定され、その後の改正もほとんどなされていない古い法律であり、これについて研究・解説された日本語の文献もほとんど見当たらない。

かかる問題意識のもと、本調査は、法務省法務総合研究所国際協力部の委託を受けて、インドネシアの民法典のうち、特に債権法に関連する事項に調査対象を絞って検討を行ったものである。

本稿では、実際にインドネシアにおいて経済取引を行う日本企業にとって有益な情報を提供することを主目的とし、より実務に即した報告書にすることを目指した。したがって、民法典の条文を逐条解説する法律基本書的なスタイルではなく、実際の企業の経済活動において生じる様々な事例を取り上げ、当該事例に対してインドネシアの債権法がどのように適用され、どのような結論になるのか、（したがってどのような点に留意して取引を行う必要があるのか）といった法的分析を加えるという構成を採用した。本報告書がインドネシアの契約法を理解する際の一つの参考資料になれば幸いである。

なお、本報告書をご一読されるにあたっては以下の点にご留意されたい。

1. 本報告書にて「法第○条」と記載している場合の「法」は、特に注記があるものを

¹ 実務的には、契約当事者間の準拠法の合意によってインドネシア法の適用を回避することが原則可能であるものの、取引の実態を見ると、必ずしも準拠法の合意がなされているものばかりでもないこと、契約の相手方次第では、契約の準拠法をインドネシア法にすることが求められる場合も少なくないこと、土地の売買契約や雇用契約など、性質上準拠法をインドネシア法にすることが実務の通例である場合も少なくない。

除いてインドネシア民法典を意味する。

2. 本報告書第3章に記載した設例のなかで行われている取引や契約は、別途の記述がない限りはインドネシア法を準拠法とする合意がなされているものと仮定する。
3. インドネシア民法典の原文はオランダ語で記載されているため、本報告書の作成においては、インドネシア民法典の英訳²及び和訳³を参照しつつ、現地の Soemadipradja & Taher 法律事務所の弁護士の助言を受けながら検討を行った。
4. 本報告書は2014年3月時点の法制度に基づき一般的な情報を記載したものである。本報告書は法的助言を構成するものではなく、個別具体的事案に関しては別途法律顧問にご相談されたい。
5. 本報告書に含まれる法的見解は筆者ら個人の見解であり、筆者らが所属する長島・大野・常松法律事務所の公式見解ではないことに留意されたい。

² 英訳については、Rany Mangunsong, S.H. (BRM Law Firm) 訳「INDONESIAN CIVIL CODE」を参照している。

³ 和訳については、財団法人日本インドネシア協会訳「インドネシア共和国民法典」(財団法人日本インドネシア協会)を参照している。

第1章 インドネシア民法典の概要

第1節 沿革

インドネシアで現在効力を有している民法典は、1847年に公布された民法典(burgerlijk wetboek voor indonesië (Kitab Undang-undang Hukum Perdata)) (以下、「インドネシア民法典」という。)である。この時代のインドネシアはオランダの統治下にあったため、インドネシア民法典はオランダ民法の影響を強く受けて制定された。インドネシアには、17世紀初頭に設立されたオランダ東インド会社によってオランダの進出が始まり、当初は香料を中心とした商業上の権益を確保することが最大の関心事であり、ジャワの統治に関しては限定的にしか関与していなかったものの、18世紀に入って香料貿易の利益が薄くなるに従い、オランダ東インド会社はジャワの植民地経営に乗り出し、その過程でオランダの法制度や司法システムが現地に導入されていった⁴。18世紀末にオランダ東インド会社が解散した後は、オランダ国自らが植民地支配に乗り出し、商業活動から政治的支配へ転化する傾向がより一層強まったとされ⁵、1811年から1816年までのイギリス軍がジャワを占領した時期を除いて、オランダによるインドネシアの植民地支配は第二次世界大戦中の日本軍による占領を経て戦後インドネシアが独立を果たしたときまで実質的に続けられた。

このようなオランダによる実質的な植民地支配下にあった時代に制定・公布されたのが現在のインドネシア民法典である。したがって、これはインドネシア固有の民法典とは言い難く、実質的にはオランダが自国の民法典を移植するような形でインドネシアにおいて制定したものと言えよう。第二次世界大戦後に制定されたインドネシア憲法においては、既存の法令は新憲法下で新たな法令が制定されるまでは引き続き有効であるという趣旨の経過規定が置かれたため植民地時代に制定された法令も引き続き効力を有することとなった。これは法の欠缺状態が生じることを避けるための暫定的な措置と解され、各法分野においてインドネシア独自の法制が順次制定されることが予定されていると推測されるが、こと民法典に関しては未だアップデートがなされていないのが現状である。

第2節 構成

上記のとおり、インドネシア民法典はその制定経緯からオランダ民法の流れを汲んでおり、いわゆる大陸法系の民法典に分類される。オランダ民法が最初に制定されたのは1809年であるが、その後フランスの支配下に入った際にフランスの民法典に取っ

⁴ 小林寧子「インドネシア 展開するイスラーム」(名古屋大学出版会) 130頁以降参照。

⁵ 永積昭「オランダ東インド会社」(講談社学術文庫) 247頁

て代わられた時代を経て、1838年に再度オランダ独自の民法典が効力を持つようになったとされている。ただ、このオランダの民法典は、大部分がナポレオン法典を基礎として起草されており⁶、したがって、インドネシア民法典の起源を辿っていくとフランス民法典に行き着くのではないかと考えられる。

他方、日本の民法の制定過程においてもフランス民法典の影響は大きい。明治23年(1890年)に公布された旧民法は、フランス民法典を基礎にしつつパリ大学のボアソナード教授が起草したものでありボアソナード草案と呼ばれた。旧民法は最終的に施行されることはなかったが、その後3人の日本人の起草委員によって起草された民法典は、構成自体はドイツ民法典にならったものであるが、旧民法がそのまま採用されている部分も多く、少なくとも半分はフランス法の影響を受けていると解されている⁷。

このように、インドネシア民法典も日本の民法典も起源を辿っていくといずれもフランス民法典の影響を受けていることが分かる。民法典の構成を見ると、日本の民法典はドイツ法などが採用するパンデクテン方式で編纂されているが、インドネシア民法典はいわゆるインスティトゥティオネス方式で編纂されている。すなわち、第1編が「人」、第2編が「物」、第3編が「債権関係」という枠組で構成されており、権利の主体・客体・変動という順序で規定が置かれている。ただ、「インスティトゥティオネス体系とパンデクテン体系とをまったく異質の体系として捉えるのは適切ではな」⁸く、インスティトゥティオネス方式を採るインドネシア民法典においても、第3編のなかでは最初に総則が規定され、その後に各論として各典型契約類型が規定され、また各契約類型の章においても、最初に総則が置かれるといったように、パンデクテン方式に沿った規定配列が部分的に採用されている。

本稿ではこのうち第3編「債権関係」について、インドネシアの現代の実務的な観点を加味しながら検討を加えるものである。

第3節 債権法に関する規定

インドネシア民法典の債権法に関する規定は、第3編の第1233条から第1864条まで全18章で構成されている。上述のとおり、インドネシア民法典全体の構成はインスティトゥティオネス方式で編纂されているものの、第3編の構成だけを見ると、債権法全体の総則が第1章に、第2章乃至第4章も債権全般に関する規定が置かれており、第5章の売買以降、契約各論が規定されているところ、各章毎にまず第1節として総則規定が置かれ、それ以降個別具体的な条項が続くという構成を採っている。以下、第3編の債権法全体のイメージが持てるよう、各章及び各節のタイトルのみ抜粋した目次を記載する。

⁶ 民法改正研究会「民法改正と世界の民法典」(株式会社信山社) 381・382頁

⁷ 内田貴「民法I(第4版)」(東京大学出版会) 24・25頁

⁸ 松尾弘「法整備支援における民法典整備の意義と課題」(慶応法学第4号(2006:1)) 56頁

第1章 債権一般

- 第1節 総則 (1233 条～1234 条)
- 第2節 給付を目的とする債権 (1235 条～1238 条)
- 第3節 作為・不作為を目的とする債権 (1239 条～1242 条)
- 第4節 債務の不履行に起因する費用・損害及び利息の賠償 (1243 条～1252 条)
- 第5節 条件付き債権 (1253 条～1267 条)
- 第6節 期限付き債権 (1268 条～1271 条)
- 第7節 選択債権 (1272 条～1277 条)
- 第8節 連帯債権 (1278 条～1295 条)
- 第9節 可分債権・不可分債権 (1296 条～1303 条)
- 第10節 違約条項付き債権 (1304 条～1312 条)

第2章 約定又は契約により成立する債権

- 第1節 総則 (1313 条～1319 条)
- 第2節 契約の有効要件 (1320 条～1337 条)
- 第3節 契約の効果 (1338 条～1341 条)
- 第4節 契約の解釈 (1342 条～1351 条)

第3章 法律の効力によって成立する債権関係 (1352 条～1380 条)

第4章 債権の消滅 (1381 条)

- 第1節 弁済 (1382 条～1403 条)
- 第2節 弁済の提供と供託 (1404 条～1412 条)
- 第3節 債務の更改 (1413 条～1424 条)
- 第4節 債務の相殺 (1425 条～1435 条)
- 第5節 債務の混同 (1436 条～1437 条)
- 第6節 債務の免除 (1438 条～1443 条)
- 第7節 債権の目的物の滅失 (1444 条～1445 条)
- 第8節 債権の無効及び取消 (1446 条～1456 条)

第5章 売買

- 第1節 総則 (1457 条～1472 条)
- 第2節 売主の義務 (1473 条～1512 条)
- 第3節 買主の義務 (1513 条～1518 条)
- 第4節 買戻権 (1519 条～1532 条)
- 第5節 金銭債権及びその他の無体財産権に関する特別規定 (1533 条～1540 条)

第6章 交換 (1541 条～1546 条)

第7章 賃貸借

- 第1節 総則 (1547 条～1549 条)
- 第2節 家屋及び土地の賃貸借に共通の規定 (1550 条～1580 条)

第3節 家屋及び家具の賃貸借に適用される規定（1581条～1587条）

第4節 土地の賃貸借に適用される規定（1588条～1600条）

第7章A 雇用

第1節 総則（1601条～1601条c.）

第2節 雇用契約一般（1601条d.～1601条y.）

第3節 使用者の義務（1602条～1602条z.）

第4節 被用者の義務（1603条～1603条d.）

第5節 雇用契約によって生ずる雇用の終了（1603条e.～1603条z.）

第6節 請負（1604条～1617条）

第8章 組合

第1節 総則（1618条～1623条）

第2節 組合契約（1624条～1641条）

第3節 組合員の第三者に対する義務（1642条～1645条）

第4節 組合の終了（1646条～1652条）

第9章 社団（1653条～1665条）

第10章 贈与

第1節 総則（1666条～1675条）

第2節 贈与をなし、又は享受する資格（1676条～1681条）

第3節 贈与の形態（1682条～1687条）

第4節 贈与の撤回及び取消（1688条～1693条）

第11章 寄託

第1節 寄託一般及び各種の寄託（1694条～1695条）

第2節 普通寄託（1696条～1729条）

第3節 強制寄託及びその種類（1730条～1739条）

第12章 使用貸借

第1節 総則（1740条～1743条）

第2節 借主の義務（1744条～1749条）

第3節 貸主の義務（1750条～1753条）

第13章 消費貸借

第1節 総則（1754条～1758条）

第2節 貸主の義務（1759条～1762条）

第3節 借主の義務（1763条～1764条）

第4節 利息を付する貸付（1765条～1769条）

第14章 終身定期金（1770条～1773条）

第15章 射倖契約

第1節 総則（1774条）

第2節 終身年金契約及びその効果 (1775 条～1787 条)

第3節 賭博 (1788 条～1791 条)

第16章 委任

第1節 委任の定義 (1792 条～1799 条)

第2節 受任者の義務 (1800 条～1806 条)

第3節 委任者の義務 (1807 条～1812 条)

第4節 委任の終了 (1813 条～1819 条)

第17章 保証

第1節 保証の性質 (1820 条～1830 条)

第2節 債権者及び保証人間の保証の効力 (1831 条～1838 条)

第3節 債務者及び保証人相互間の保証の効力 (1839 条～1844 条)

第4節 保証の消滅 (1845 条～1850 条)

第18章 和解 (1851 条～1864 条)

この目次を一覧するだけでも、日本の民法典とインドネシア民法典の債権法の規定の内容及び条文構造とが似通っていることが分かる。インドネシア民法典上、典型契約として第 5 章以下に規定されている契約類型は、売買、交換、賃貸借、雇用（請負を含む）、組合、社団、贈与、寄託、使用貸借、消費貸借、終身定期金、射倖契約、委任、保証、和解の 15 類型である。他方、日本の民法上、典型契約として規定されている契約類型は、贈与、売買、交換、消費貸借、使用貸借、賃貸借、雇用、請負、委任、寄託、組合、終身定期金、和解の 13 類型であるところ、その全てがインドネシア民法典においても典型契約として規定されている。これだけの一致が生じるのは決して偶然ではなく、フランス民法典にその起源を遡ることができることの論理必然的な結果と言えよう。

第2章 インドネシアの契約実務と法の執行に関する留意事項

第1節 契約準拠法に関する合意

企業間の取引においては、取引当事者間で条件交渉がなされた上で契約が締結され、それに基づいて実際の取引が行われる。その契約の解釈を巡って当事者間に争いが生じた場合、日本企業間による日本国内での取引であればその契約の解釈は日本法に基づいて行われるというのが当事者の合理的な意思解釈であろうし、また契約の準拠法が日本法であることが契約に規定されていることも多い。他方で、国際取引の場合、例えば日本企業がインドネシア企業に対して自社製品を販売する際に締結する売買契約がどの国の法律に基づいて解釈されることになるのかは、当事者の明示的な合意が無ければ一義的には明らかとは言えない。そのため当事者間で締結する契約においては、必ず準拠法に関する合意がなされるべきであるし、実務上も大半の契約には準拠法の合意が置かれている。

契約の準拠法に関して、インドネシア法は原則当事者間の自由な選択を認めている。すなわち、インドネシア国内で行われる取引やインドネシア法人が契約の当事者となる取引であっても、当事者間の合意があればインドネシア法以外の法を契約の準拠法として選択することも可能である。実際外国企業が契約の当事者になる場合には、インドネシア法ではなく当該外国企業の母国法や第三国法としてニューヨーク州法や英国法、シンガポール法などが選択されることが多い。そしてこのように外国法を選択した場合には、インドネシア法は原則適用されないため、インドネシア民法典の適用も回避することができる。一般論としては母国法に基づき解釈される方が法的な予測可能性が高まり法務リスクの回避に繋がることから、実務上は、自らの母国法を準拠法に選択することを双方が主張するケースが多い。

しかしながら、契約の相手方次第では、契約の準拠法をインドネシア法にすることが求められる場合も少なくない。特にインドネシア政府や地方公共団体、国営企業などとの契約では、実務上、インドネシア法を準拠法にせざるを得ない場合が少なくない。また、不動産の売買契約や雇用契約など、準拠法をインドネシア法にすることが実務の通例である契約類型もある。さらには、そもそも取引契約の準拠法の合意をしないまま契約が締結され、紛争が生じてインドネシアの裁判所に訴えが提起された場合など、事実上、インドネシア法に基づいて解釈される場合も想定される。

かかる実務の運用に鑑みると、特にインドネシア企業との契約交渉に際しては、インドネシア法が準拠法になる場合も想定しながら交渉を進める必要がある。この場合の一つの対応策としては、当事者間で締結する契約の中で可能な限り細かく取引条件を規定することである。民法典に規定される条項の大半は任意規定であることから、契約において当事者間が別途の合意をした場合にはその合意の効果が優先することに

なるため、契約に細かく条件を規定することで、準拠法如何にかかわらず当事者が想定する法的効果をほぼその通りに実現させることが可能となる。とは言うものの、現実的に将来起こりうるあらゆる事象を想定して契約の中に規定を置くことはほぼ不可能であり、契約に規定が置かれていない場合には最終的には準拠法令にしたがって法解釈がなされることから、やはりインドネシア法についての一定の理解を有しておくことは有用である。

第2節 インドネシア法の適用除外の限界

当事者間の交渉に基づきインドネシア法以外の国の法律を準拠法とする旨の合意がなされた場合であっても、インドネシア法の適用が一切排除されるわけでは必ずしもない。日本法同様、強行法規という考え方はインドネシアでも採られており、例えばインドネシア民法典の公序良俗違反規定（法第 1337 条）は強行法規と解されており、インドネシアの公序良俗観念に反しているものは、契約の準拠法を外国法と定めて、かつ当該外国法の公序良俗には抵触しないとしても、無効と解釈されうる。また、雇用主と従業員との間で締結される雇用契約の準拠法を外国法とすることが可能かという点は実務上も問題になる法律上の論点である。労働法が従業員の権利を保護することをその制度趣旨の一つにしていることに鑑みると、インドネシアの労働法上従業員に対して付与されている権利を侵害するような態様の雇用契約は、インドネシア国内においては無効と判断される可能性が高い。

これらはいわゆる強行法規と呼ばれるものであるが、それ以外にも例えば、インドネシアにおいて支配権の移転を伴う株式譲渡や不動産上の権利を譲渡する場合、公証人が作成する譲渡証書を公証人の面前で締結することが効力発生要件と定められている。これらは株式譲渡契約や不動産売買契約の準拠法を外国法と規定した場合でも、インドネシア法の観点から遵守が義務付けられる要式行為である。さらには、インドネシア国内に所在する動産・不動産や権利の上に担保権を設定する場合には、インドネシア法上の担保権を設定する必要がある、例えば日本法に基づく担保権を設定する合意をしても、インドネシアでは有効な担保権としては認識されない。また、商標や特許などの知的財産権は、インドネシアの商標法や特許法に基づいて登録がなされない限りは、インドネシア国内においては有効な権利としては認められず、保護の対象とはならない。

このように準拠法を外国法とした場合であっても、インドネシア法の適用を完全に排除することはできず、特にインドネシア国内での取引に関してはインドネシア法の適用可能性に常に留意する必要がある。

第3節 インドネシアの民事手続

インドネシア法の適用の有無を検討するにおいて、前節では主に実体法の観点から検討したが、ここでは手続法の適用について検討する。

民事上の契約では、どの国の法律に基づいて解釈されるかという契約の準拠法とその契約に関連して紛争が生じた場合にどこの国のどのような紛争解決機関を使って解決するかという紛争解決地についての規定を置くのが一般的である。理論的には準拠法と紛争解決地とは別個の問題であり、準拠法と同じ国を紛争解決地として選択する必要は必ずしもない。例えば契約の準拠法を日本法としつつ紛争解決地をインドネシアの裁判所とする合意も法的には有効である⁹。

紛争解決手段としては、裁判所又は仲裁機関を利用する方法が一般的であるところ、インドネシアでは外国の裁判所による判決のインドネシア国内での効力を認めていないことから、特にインドネシア国内での民事執行手続を想定している場合には、インドネシア国外の裁判所を紛争解決手段として選択する実益はない。そこで、実務上採りうる選択肢は、①インドネシア国内の裁判、②インドネシア国内の仲裁、及び③インドネシア国外の仲裁、の3つということになる。インドネシアは外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（いわゆるニューヨーク条約）の加盟国であり、これに基づき1999年に仲裁に関する法律（1999年法第30号）（以下、「仲裁法」という。）を施行し、国外の仲裁判断をインドネシア国内で執行するための手続規定を置いている。したがって、少なくとも実体法に関する紛争については、当事者間の合意によりインドネシアの裁判所を利用せずとも解決することが可能である。

しかしながら、裁判であれ仲裁判断であれそれに基づいて相手方の財産に対して強制執行を行うには、インドネシアの民事手続法に沿ってインドネシアの裁判所への申立てが必須である。実体法上の判断は既に裁判所や仲裁機関で確定していることから、執行段階でインドネシアの裁判所が実体法上の審理をやり直すということは想定されていないものの、特に外国仲裁判断をインドネシア国内で執行しようとする場合に、インドネシアの公序良俗に違反することから無効であるとの主張が債務者側からなされ、執行が認められないという事例も散見される。

⁹ ただし実務上は、例えば日本法上の法的論点について、インドネシアの裁判所で「日本法」に準拠して適切な解釈・法的判断がなされることを期待するのは楽観的に過ぎるところであり、日本法に関する知識のない裁判官に日本の法解釈を当事者が説明するために要する負担も小さくないことにも留意する必要があるだろう。

第3章 事例の検討

本章では、債権総論的な観点から債権の発生段階、管理・保全段階、回収段階それぞれに関して、インドネシアにおける企業の経済活動において実務的に生じうる事例を取り上げ、当該事例に対してインドネシアの債権法がどのように適用され、どのような結論になるのか、したがってどのような点に留意して取引を行う必要があるのかといった法的分析を加えることを試みた。合わせて実務上頻出する契約類型として売買及び賃貸借に関する法的論点を検討した。

第1節 債権の発生に関する法的問題の分析と検討

(設例1) 契約の効力発生要件

A社は、インドネシアに製造子会社であるB社を保有しているところ、今般事業拡大のため、新たに子会社C社をインドネシアにおいて設立した。C社はB社が保有している工場用地の一部を無償で貸借し、貸借した土地の上にオフィスを建設することとした。

- (1) B社とC社間の使用貸借の合意は有効か。
- (2) B社とC社間の使用貸借の合意は書面で締結する必要があるか。

(検討)

- (1) 契約の効力発生要件

インドネシア民法典では、契約とはある者が他の者に対して債務を負う行為と定義されており(法第1313条)、契約には(i)一方当事者が他方当事者に対して何らの利益も得ることなしに便益を提供する対価性のない契約(無償契約)と、(ii)当事者双方がそれぞれに何らかの債務を負う対価性のある契約(有償契約)の二種類があるとされている(法第1314条)。コモンローを採用する国では通常契約の有効性の要件として約因(consideration)と呼ばれる対価の存在が必要とされているが、インドネシア民法典では、日本法と同様、約因の存在は不要とされている。したがって、贈与や使用貸借といった一方当事者のみが債務を負う契約も有効とされ、実際これらの契約類型についても典型契約としてインドネシア民法典に規定が置かれている(贈与について法第1666条以下、使用貸借について法第1740条以下)。

- (2) 契約の要式性

インドネシア民法は、契約の有効要件として、①契約当事者の合意、②契約当事者の契約締結能力、③契約締結の目的、及び④合法的な原因の4つを規定している(法第1320条)。各要件については別途検討するが、原則契約の要式性は求められ

ていないため、書面によらない合意であっても上記4つの要件を充足する限りは契約として有効と解されている。ただし、不動産の権利移転の場合や一定の株式譲渡の場合など、公証人の面前で公正証書に署名することで初めて効力が発生するという厳格な要式性が求められる契約類型も存在することに注意する必要がある。使用貸借契約に関しては民法の一般原則にしたがって口頭による契約も有効と解される¹⁰。ただし、将来の紛争を避けるためには、書面により合意の内容を明確に規定しておくことが望ましいのは言うまでもない¹¹。

(設例2) 要素の錯誤、原始的不能

A社のインドネシア現地子会社であるB社は、インドネシアの不動産開発業者D社からオフィスビル一棟を土地の建設権¹²付きで購入することに合意し、不動産売買契約を締結した。契約締結直後に以下の事実が判明した場合、B社は契約の無効を主張することができるか。

- (1) D社からは土地を使用する権利は20年間有効という説明を受けていたが、1年後に失効し、所有者に返還しなければならないという合意が結ばれていた。
- (2) オフィスビルの床面積は合計で8,000㎡と説明を受けていたが、実測すると50㎡不足していた。
- (3) 契約締結日の前日にオフィスビルが地震によって倒壊して滅失していた。

(検討)

- (1) 瑕疵ある意思表示

インドネシア民法典では、一方当事者の意思表示が、強迫、錯誤又は詐欺によりなされたものである場合には、それによってなされた合意の取消を主張することができる（法第1449条）。いずれの場合もかかる合意が当然に無効になるのではなく、取消権を行使する必要がある、かかる取消権が行使された結果、合意が無効となった場合には、各当事者は目的物及び各当事者の状態を合意成立前の

¹⁰ 外国企業がインドネシアにおいて株式会社を設立する場合、会社の所在地証明を取得する義務が課せられており、当該所在地にある土地又は建物を利用する権限を有していることは、通常土地売買契約や賃貸借契約等の書面により証明する必要があることから、実務的には書面による契約締結が求められることになる点に留意されたい。

¹¹ 実務的には、インドネシアの国旗、国語、国の紋章及び国歌に関する法律（2009年法第24号）にも留意する必要がある。同法は、インドネシア国、インドネシア法人又はインドネシア人が当事者に含まれる契約のインドネシア語での締結義務を課している（同法第31条第1項）。ただし、これは契約の書面による締結自体を義務付けているわけではなく、口頭による合意の有効性を否定するものではないと解される。

¹² インドネシアの不動産法制上、土地の所有権を法人が取得することは認められていない。法人が事業用地を調達する場合には、法律上幾つかの種類が規定されている土地の使用権を取得して事業を実施することになる。本件のような事例では、土地の上に建物を建てることのできる建設権（Hak Guna Bangunan）と呼ばれる権利を土地上に設定し、その権利を取得することで当該土地上に建物を保有することができるようになる。

状態に復さなければならない（法第 1452 条）。また、かかる取消権の行使は、強迫の場合はその行為が止んだ日から、錯誤及び詐欺の場合はそれらを認識した日から、それぞれ 5 年以内に行使しなければならない（法第 1454 条）。

設例（1）はD社による詐欺に基づきB社に錯誤が発生している事案であり、設例（2）は単純な双方当事者の錯誤の事案である。設例（1）の場合には、20 年間使用できる前提で購入した土地付きの建物が 1 年間で立ち退きを求められるということであれば、要素の錯誤¹³があったといえ、錯誤による取消の主張が可能ということになる¹⁴。他方設例（2）の場合には、どの程度の錯誤が取消事由に該当するかという点については、インドネシア民法典は明確な規定を置いていないが、売買の場合には契約各論に特則が規定されている。すなわち、売買契約の売主は売買の目的物を契約に示したとおりの状態で引き渡さなければならない（法第 1483 条）、不動産の売買がその面積を特定して単位当たり一定の価格で行われた場合には、売主は契約書に規定された面積の土地を引き渡さなければならないが、それができない場合又は買主がそれを要求しない場合には売買代金額は面積に応じて減額される（法第 1484 条）。反対に、土地の面積が契約の規定よりも大きい場合には、買主は、それに比例して代金を増額するか、又は契約に規定する面積よりも 20 分の 1 以上大きいときは売買を解除するかを選択することができる（法第 1485 条）。なお、実務的には、実測値が登記上の面積と異なる場合には、後日売買代金を調整する旨の規定のみが置かれることが多く、仮にこのような規定が置かれている場合には、当事者の意思としては、面積の齟齬による取消は認めない趣旨と解釈するべきである。

（2）原始的不能

売買の時点において目的物が全部滅失していた場合には、かかる売買は無効となり、仮に一部のみが滅失していた場合には、売買を取り消すか、残存部分のみについて売買を成立させるかは買主の判断に委ねられる（法第 1472 条）。いわゆる原始的不能による無効である。設例（3）の場合には、土地（の建設権）及び建物を目的物とする売買契約に関して、その契約締結日の前日に建物が倒壊していたという事例であり、一部滅失の場合といえる。この場合、買主であるB社は、契約全体を無効とすることもできるし、土地（の建設権）部分だけ購入することを選択し、売買代金額の減額を求めることのいずれも可能ということになる。

¹³ 錯誤により合意を無効とするためには、意思表示者において契約の目的をなす事物の本質に関して錯誤に陥っている必要がある（法第 1322 条）。

¹⁴ 実務的には、土地の建設権を保有していることを確認するため、契約締結前に建設権証書の提示を受け、当該土地の建設権の保有者や、残存期間及び土地の所有権者が誰であるかといった点についての調査（不動産デュー・ディリジェンス）を実施した上で、契約締結に進むのが一般的である。さらに、契約書において、売主が建設権証書に記載されているとおりの権利を保有していることの表明保証を規定し、これが真実又は正確でなかった場合にはそれによる損害及び損失を買主に賠償及び補償するという補償条項及びかかる表明保証違反事由を契約の解除事由とする旨の条項を置けば、概ね買主の権利は確保される。

(設例 3) 定款の目的の範囲外の行為

A社はインドネシアに製造子会社B社を設立して、ある工業団地内で事業用地を取得することを検討している。同じ工業団地内の製造業者E社が、用地の一部が余っていることから賃貸のオファーを受けたが、E社の会社の定款には賃貸業を行うことはE社の事業内容に含まれていない。かかる賃貸借契約は有効か。E社が外国資本企業の場合はどうか。

(検討)

(1) 法人の権利能力・行為能力

インドネシア民法典では、第1編で権利主体となる「人」に関する規定が網羅的に置かれているが、全ての規定は自然人を想定した内容になっており、ここでは法人に関する規定は置かれていない。第3編の「債権法」のなかで第9章に「社団」という章が設けられており、第8章の「組合」同様に、私人間の典型契約の一つという位置付けがなされている。ここでは、社団とは、国家機関によって設立され又は認可された個人の団体、又は法令若しくは良俗に反しない目的で設立された個人の団体と定義されており（法第1653条）、適法に存続する全ての社団は、関連法令にしたがって自然人と同様に民事上の行為をなす権能を有すると規定されている（法第1654条）。

本件設例においては、E社はインドネシアの会社法（2007年法第40号）（以下、「インドネシア会社法」という。）にしたがって設立された株式会社である。したがって、その行為能力についてはインドネシア会社法に基づき解釈される。この点、インドネシア会社法上は、会社はその設立の目的、趣旨、事業内容を定款に規定することとされている（インドネシア会社法第15条第1項b.）ものの、会社の権利能力・行為能力がこれらの範囲に限定されると明示的に規定されている条項¹⁵は見受けられない。株式会社が定款に規定されていない事業に関する契約を締結した事例において、いわゆる *ultra vires* の理論¹⁶を取り入れてその契約を無効とした最高裁判所の判決が存在するようであるが、判例の先例拘束力を認めないインドネシア法の下で同判決がどの程度の価値を持つのかは明らかでない¹⁷。

¹⁵ 日本民法は、法人は定款で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負うと定め（民法第34条）、明文で法人の権利能力を定款の目的の範囲内に限定している。もっとも、営利法人たる株式会社について判例は目的の範囲を広く解しており、株式会社の行為が目的の範囲外であり無効との主張は認められないと考えられている。

¹⁶ 法人の行為が定款で特定された目的のみに限定されるとする法理論。イギリス法に由来する。

¹⁷ 定款の目的の範囲外の行為であっても無効とはならず、ただしかかる行為によって会社に損害が生じた場合に当該行為について責任を負う取締役に対する株主代表訴訟による損害賠償請求が認められるとする学説もある。また、本件設例の事例において主要な事業として行う場合でなければ定款の目的の範囲外の行為であっても無効とならないが、反復継続して実施されるなど主要な事業と認められる場合に至っては無効となりうるとの見解を示すインドネシア弁護士もおり、この点見解が統一されているようには見受け

(2) 投資法下の外資規制

定款に規定される会社の目的、趣旨、事業内容については、実務的には、外資規制の観点からの検討も必要である。すなわち、外国資本がインドネシアで株式会社を設立して事業を行う場合（このように外国資本が入っている株式会社は「外国資本企業」と呼ばれる。）、一部の特定の業種を除いては、インドネシアの投資調整庁の事業認可を取得することが義務付けられている。事業認可の申請においては、具体的に行う事業内容を特定する必要があり、投資調整庁は、かかる事業内容がインドネシアの投資法（2007年法第25号）下の外資規制に抵触しない事業であるかを審査した上で事業認可を発行する。そして、外国資本企業の定款には、投資調整庁から認可を受けた事業内容しか記載することが認められておらず、定款に記載されていない事業を行うことは、投資法及びその下位規則である外資規制違反の問題を惹起する¹⁸。

本件設例においては、E社の定款に賃貸業が列記されていないことを理由とする賃貸借契約の有効性の議論とは別に、E社が外国資本企業である場合には、賃貸借を業として行うことは、その事業認可を取得していない限り投資法違反の問題が生じうる。この場合、外資規制の観点から賃貸業を行えないE社から用地の賃貸を受けているB社に対しても、適法な事業用地の賃貸とは言えず、B社に対して投資調整庁から事業認可が下りない可能性が出てくるため注意が必要である。

(設例4) 代表権限のない取締役による行為

A社はインドネシアの現地企業G社と合弁でインドネシアにおいてH社を設立した。H社の出資比率はA社が75%で、取締役は4名中3名の選任権をA社が有し、かつそのうち1名が代表取締役である。H社は会社の定款で、会社の代表権限を行使できるのは代表取締役のみであることを明記していたところ、G社が選任したH社の取締役Xが、取締役会の決議を経ることなく、H社を代表してI社と製品供給契約を締結した。

- (1) かかる契約は有効に成立するか。
- (2) 製品供給契約の契約金額が100万米ドルで、かかる金額の契約締結には株主総会の決議が必要と定款で規定されていた場合には、この契約は有効に成立するか。
- (3) 設例において、H社の定款に代表取締役に関する規定がなく、Xも適法に代表権限を行使できたものとする。I社はXが代表取締役を務める会社で、XはI社の株式の過半数を保有していたとした場合、かかる契約は有効に成立しているか。

られない。

¹⁸ 投資法に違反した場合には、①警告書の発行、②事業活動の制限、③事業ライセンスの凍結、④事業ライセンスの取消という処分が課せられる（投資法第34条第1項）。

(検討)

(1) 代理行為の有効性

インドネシア民法典には、「代理」に関する規定は置かれておらず、典型契約の一つとして委任に関する規定が置かれているのみである。日本法上、代理とは代理人と相手方との間の法律行為の効果を直接本人に帰属させる制度であり、代理と委任の関係は、代理人と本人との内部関係、つまり、代理権が付与される原因のひとつが委任契約であると整理されている¹⁹。したがって、委任の範囲を超えて代理権を行使した代理人の法律行為の効果が本人に帰属するかどうかは、委任契約の解釈の問題ではなく、代理行為の効果の問題ということになる。

この点、インドネシア民法典においては、委任の規定の中で代理行為の効果に関する規定が一部置かれている。すなわち、委任とは、ある者が他の者に対して、ある行為に関して委託者のために、委託者を代理して行為をなす権限を与え、受任者がこれを受諾する契約であると定義されており（法第 1792 条）、委任者は受任者が与えられた権限に基づいて締結した契約を遵守しなければならないと定めており（法第 1807 条）、これは委任者と受任者の関係性の問題というよりは、受任者が委任者のために行った法律行為の効果の帰属主体を定めている規定といえ、代理に関する規定としての性格を帯びている。加えて、委任者は明示的又は黙示的に付与した権限外の受任者の行為について責任を負わないという規定（法第 1807 条第 2 文）や、受任者に対してのみ通知した委任の解除は、これを知らずに受任者と取引した第三者に対抗できないという規定（法第 1815 条）は、委任に基づく代理行為がなされた場面においては、無権代理行為や表見代理行為の効果について定めたものと解釈できる。

(2) インドネシア会社法上の代表権

インドネシア会社法上、株式会社は株主総会、取締役会、コミサリス会という 3 つの機関から構成され、そのうち会社の日常の業務執行を行う機関が取締役会である。取締役会を構成する各取締役は、定款で異なる定めがない限りは、それぞれが会社の代表権を有する（インドネシア会社法第 98 条第 2 項）とされており、代表取締役という役職は法律上存在しない。ただ、平取締役にも等しく単独での代表権の行使を認めるのは会社のガバナンス上必ずしも望ましくないことから、実務的には多くの株式会社では、定款で代表取締役という役職を設け、代表権の行使を代表取締役にのみ限定して認めている²⁰。かかる機関設計を採用した場合に、定款上、代表

¹⁹ 内田貴「民法Ⅱ（第 3 版）」（東京大学出版会）290 頁

²⁰ 特に外国企業とインドネシア企業との合併で事業を行う場合には、株主間契約上、過半数の株式を持つ株主が代表取締役の選任権を確保し、定款上、代表取締役以外の取締役による代表権の行使を制限するこ

権限のない取締役が会社内の適切な権限の委任を受けずに会社を代表して行った行為の効果が、会社に帰属することになるかどうかが問題となる。

この点、インドネシア会社法は、各取締役がそれぞれに代表権を有することを原則としていることから、代表権限を有しない取締役の行為の効果の帰属について定めた規定は見受けられない。唯一参考になる規定が、インドネシア会社法第 117 条である。同条第 1 項では、会社経営上の一定の事項に関しては、コミサリス会の承認を経た上でなければ取締役会が単独で業務執行を行うことを認めない旨定款で規定することが可能とされているところ²¹、第 2 項では、かかるコミサリス会の承認を経ずに行った取締役会の行為も、相手方がこのような定款上の制限について善意である場合には、かかる取締役会の行為は会社を拘束する旨規定している。

この規定から類推して解釈すれば、設例（1）の場合に、代表権を定款で制限している平取締役の行為についても、善意の相手方との関係では会社を拘束すると考えるのが合理的であろう。インドネシア会社法第 117 条は、定款に規定が置かれていたとしても善意の第三者であれば保護され、無過失要件は明文上求められていない²²。設例（2）の場合も同様に、定款上、法律に加重して設けられた要件に基づいて株主総会決議がなければ単独での取締役会による業務執行が認められないという場合には、かかる定款の要件について善意の相手方との関係では、かかる取締役の行為は会社を拘束すると考えるのが整合的な解釈であろう²³。

（3）利益相反取引の有効性

インドネシア会社法上、取締役と会社との間で利益の対立がある場合には、当該取締役は会社を代表する権限がないとされており、利益相反状況における取締役の代表権が制限されている（インドネシア会社法第 99 条第 1 項）。ただ、具体的にどのような状況が利益相反状況に該当するのかという点について特に法は規定を置いていないため、この点は解釈に委ねられている。設例（3）では、X は I 社の代表

とで、会社の経営をコントロールするというガバナンスが採られることが多い。

²¹ コミサリス会は、会社の経営を監督し取締役会に対して助言を行う機関であり（インドネシア会社法第 108 条第 1 項及び第 114 条第 1 項）、かかる監督機能に実効性を持たせる一つ的手段として、一定の経営に関する重要事項について、コミサリス会の事前承認にかからしめるというのがこの規定の趣旨である。

²² 実務上は、法人間で重要な取引を行う場合には、相手方の定款と必要に応じて社内の機関決定を証する書面（株主総会議事録やコミサリス会の承認決議書等）の提出を求めるのが通例である。したがって、かかる確認を怠って取引を行った場合に、保護に値する善意の当事者であることを主張できるかについては、個別の事案によって判断が異なる可能性は残ると解される。

²³ なお、会社の純資産の 50% を超える資産の譲渡や担保の提供を行う場合には、株主総会決議（議決権ベースで 4 分の 3 以上の株式を保有する株主の出席を要し、かつ、議決権ベースで出席株主の 4 分の 3 以上の賛成を要する。）が必要とされているところ（インドネシア会社法第 102 条第 1 項、第 5 項、及び第 89 条）、かかる決議を欠く取締役の行為であっても、相手方が善意である場合には会社を拘束する（同法第 102 条第 4 項）。もっとも、かかる決議に関する株主総会議事録の確認を怠って取引を行った場合に、保護に値する善意の当事者であることを主張できるかについては、個別の事案によって判断が異なる可能性は残ると解される。

取締役であり、かつ株式の過半数を保有していることから、I社とXとの利害関係は一致していると評価できるところ、かかる状況下でH社とI社とが取引を行う場合には、XはH社との関係では利害相反状況にあるといえる。したがって、この場合には、XはH社を代表する権限はなく、Xが行った行為の効果もH社には帰属しないと解される。

(設例 5) 公序良俗違反

A社はインドネシア企業J社との間で先物取引に関する投機的な取引契約を締結したところ、急激な相場の変動によりJ社に2500万米ドルの損失が発生した。A社は取引契約に基づいてJ社に対して2500万米ドルの支払いを請求したところ、J社はかかる取引はインドネシアの公序良俗に反するため無効である旨主張している。J社はA社に対して2500万米ドルの支払義務を負うか。取引契約の準拠法は日本法、紛争解決は日本の一般社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に基づき東京で行う旨の合意をしていた。

(検討)

(1) 公序良俗違反の強行法規性

インドネシア民法典上、法律により禁止されている原因や公序良俗に反する原因に基づく契約は禁止されている(法第1337条)。これは日本法下と同様、強行法規と解されており、当事者間の合意に優先して適用される規定である。このようないわゆる一般条項は解釈に委ねられる部分が多く、具体的に何が公序良俗に違反するかという点については、国によってもまた時代によっても異なるため、ある国では有効と解されているものがインドネシアでは公序良俗に違反して無効と解釈される場合もありうる²⁴。そして、このような強行法規は、契約の準拠法をインドネシア法以外の法にした場合でも適用可能性があることに注意する必要がある。具体的には、執行の段階でこの適用可能性が顕在化することになる。

(2) 執行段階での公序良俗違反の適用

本件設例では、準拠法を日本法とし、紛争解決地として日本の仲裁を選択しているため、当事者間での紛争が生じた場合には、まずは日本法に基づいて解釈されることになり、日本法上有効と認められれば、契約にしたがってJ社はA社に対して

²⁴ インドネシア弁護士からの聴き取りにおいて、外国資本企業と現地企業との先渡取引(フォワード)の合意をインドネシアの公序に反し無効とした最高裁判所の判決の存在を確認した。もっとも、公序良俗違反については個別の事例判断によるところが大きいと考えられることに加えて、判例の先例拘束力を認めないインドネシア法の下では同判決の影響はデリバティブ取引一般の有効性にまで及ぶものではないと思われる。ただし、現地企業によって公序良俗違反の主張がなされ、これが裁判所において認められることがありうるという点は現実的なリスクとして認識しておく必要がある。

2500 万米ドルの支払義務を負うことになる。かかる趣旨の仲裁判断が出された場合に、J 社が仲裁判断にしたがって債務を任意に履行すれば、インドネシア法の問題は生じずに、A 社は債権の回収に成功することになるが、J 社が仲裁判断にしたがって債務を履行しない場合には、A 社はこの仲裁判断に基づき民事執行の申立てを行う必要がでてくる。民事執行の申立ては、J 社の資産が存在する法域で行う必要があり、本件の場合にはインドネシアでの申立てとなる可能性が高い。

この点、前述のとおりインドネシアは 1982 年に外国仲裁判断の執行及び承認に関する条約（ニューヨーク条約）に加盟し、1999 年に国内法として仲裁法を制定し、外国仲裁判断に基づきインドネシア国内で民事執行の申立てを行うことを認めている。外国仲裁機関において出された仲裁判断の執行の申立てについては、ジャカルタ中央地方裁判所が専属管轄を有する（仲裁法第 65 条）。そして、外国仲裁判断に基づいてインドネシア国内で強制執行するためには、次の要件を満たさなければならない（仲裁法第 66 条）。

- ① 当該外国仲裁判断が外国仲裁判断の執行及び承認に関する条約の加盟国における仲裁機関で出されたものであること。
- ② 当該外国仲裁判断がインドネシア法上の商取引法の範囲内の仲裁判断であること。
- ③ 当該外国仲裁判断がインドネシアの公序に反するものでないこと。
- ④ 当該外国仲裁判断がジャカルタ中央地方裁判所の裁判長から執行承認（Exequatur）を取得していること。
- ⑤ 当該外国仲裁判断の一方当事者がインドネシア国である場合には、最高裁判所から執行承認を取得していること。

上記③において明記されているように、インドネシア国内での執行の要件として、インドネシアの公序良俗観念に反するものでないことという要件が挙げられているため、この段階でインドネシアの公序良俗違反の有無が争点となる場合が少なくない。これはつまり、準拠法や紛争解決地をどのように設定しようとも、インドネシア国内での民事執行を行うことで債権を回収することが想定される場合には、インドネシアの公序良俗の観念に照らして問題が無いかという点は争点になる可能性があるということであり、したがって契約締結段階からこの点の検討をしておくことが望ましい²⁵。

²⁵ 外国仲裁判断がインドネシアの公序良俗に違反するかが争点となった近時の事例として、インドネシア企業による契約違反に基づく損害賠償を認めたスイスにおける仲裁判断の執行がインドネシア大統領令の目的に抵触するとしてインドネシアの公序に反し許されないとしたジャカルタ中央地方裁判所の決定が最高裁判所によって破棄された事例（*PT Pertamina (Persero) vs Karaha Bodas Company* (2004)）、当事者に対してインドネシアにおいて司法手続をとらない旨求めたシンガポールにおける仲裁判断がインドネシアで裁判を受ける権利を侵害するとしてインドネシアの公序に反し許されないとしたジャカルタ中央地方裁判所の決定が最高裁判所によって認容された事例（*PT First Media vs Astro Group* (2013)）がある。

第2節 債権の保全に関する法的問題の分析と検討

(設例6) 保証の有効性、連帯保証・物的担保

A社はインドネシア法人であるK社との間でA社製品の販売契約を締結した。製品の支払代金は200万米ドルで、納品後、50万米ドルの支払いを3ヶ月毎に4回に分けて行う条件とした。A社はK社の支払能力に不安を感じており、人的・物的担保による債権の保全を検討している。インドネシア法上、どのような担保の手段が可能か。

(検討)

(1) 人的担保—保証

保証とは、債務者が債務を履行しない場合に、第三者が債権者に対して債務者の債務を履行するために義務を負う契約である(法第1820条)。主たる債務が存在しなければ保証は成立せず(法第1821条)、主債務者が債権者に対して負う債務を超えて保証人が債務を負担することはなく(法第1822条)、さらに保証により生ずる権利義務は、他の権利義務が終了すると同一の原因によって消滅するとされており(法第1845条)、保証債務の成立・内容・消滅における附従性の原則がそれぞれ明記されている。また、保証人は、原則債権者に対して主債務者の財産を先に執行することを要求することができるといういわゆる検索の抗弁権が認められている(法第1831条)²⁶。ただし、保証人が債務者と連帯して債務を負担する旨の連帯保証の合意をした場合には、検索の抗弁権を主張できず、債権者は主債務者の債務不履行があった場合に直ちに保証人に対して履行の請求が可能となる。

保証の範囲については、債権者と保証人の合意により任意に定めることができ、主債務者の債務の一部の保証も可能である(法第1822条)。特に制限無く保証を行った場合には、主債務者に対する訴訟費用を含む全ての債務、利息及び費用が保証の範囲に含まれる(法第1825条)。根保証の合意も有効と解されており、実務的にも一般的に利用されている。

保証債務を履行した保証人は、主債務者に対して元利金及び費用の求償権を取得する(法第1839条)とともに、債権者が主債務者に対して有する一切の権利を取得する(法第1840条)²⁷。ただし、実務上注意が必要なのは、保証人が債権者の行為によりその権利、抵当権及び先取特権につき債権者に代位することができなくなるときは免責される(法第1848条)、いわゆる担保保存義務である。日本の民法典

²⁶ なお、主たる債務者の財産につき執行をなすことを請求する保証人は、債権者に執行の対象となる財産を指定し、かつ執行費用を立替えて支払わなければならない(法第1834条)。

²⁷ 条文上、保証債務を履行した保証人は当然に債権者に代位すると読めるが、実務上は保証人・債権者間あるいはこれに債務者を加えた三者間で代位契約証書を公証人の面前で作成するのが通例である。債権者代位に基づく抵当権等の変更登記手続における実務上の運用として代位契約証書が証拠書類として要求されるためである。

にも同趣旨の規定が置かれているところ、日本の実務では、特に金融機関が債権者の場合には担保保存義務の免除特約を保証契約のなかに規定するのが一般的であり、かかる特約の有効性を判例も原則肯定している。この点、インドネシアにおいては明確な裁判例は見当たらないものの、債権者の立場に立って保証契約を締結する場合には、この義務の免除特約を規定しておくことが一般的には望ましいと言えよう。

本件設例においては、K社の親会社や代表取締役である個人からの保証を取ることが考えられる。K社が日系の現地子会社で親会社が日本法人ということであれば、親会社に対しては日本国内での執行が想定されることから保証の準拠法は日本法にしておくのが合理的であり²⁸、この場合にはインドネシア法の保証に関する規定が適用されることもない。他方、親会社がインドネシア法人という場合には、準拠法を日本法とすることも理論的には可能であるが、実務上はインドネシア法に基づき保証契約が締結されることも少なくない。また個人が保証人になる場合には、準拠法の如何を問わず、配偶者の同意が必要とされる点に注意する必要がある²⁹。

(2) 物的担保— 抵当権・信託担保権

物的担保については、インドネシア民法典では第2編「物」に関する規定の中で抵当権と質権に関する規定が置かれている。抵当権に関しては、特別法として抵当権に関する法律（1996年法第4号）（以下、「抵当権法」という。）が制定されたことにより、土地及び土地に付随する資産に対する抵当権の設定に関しては抵当権法が適用され、インドネシア民法典の抵当権に関する規定が適用されるのは、航空機及び一定の規模以上の船舶に限定されている³⁰。質権は動産に対して設定される占有担保権であり、担保対象物である動産の占有を押さえることにより債務不履行が生じた場合に当該動産を換価することで優先的な債権回収を実現することができる。現在は信託担保（*Fiducia*）に関する法律（1999年法第42号）が制定され、占有を移転することなく担保権を設定することができるため、担保権設定者が事業のために使用している財産も担保に取ることができること、登録制度が導入されている点で法的安定性が高いことなどから、実務上は信託担保権が利用されることが多く、質権は株式質権など占有を移転させることを担保権者が望む場合に利用されることがあるにとどまっている³¹。

²⁸ 主債務の発生原因となる契約の準拠法と保証契約の準拠法が異なることは特に保証の有効性を否定するものではなく、主債務の有効性と保証の有効性がそれぞれの準拠法に基づいて解釈されることになる。

²⁹ 婚姻に関する法律（1974年法第1号）は、婚姻期間中に形成された財産は夫婦間の共有財産とされ、その処分には配偶者の同意が必要となると定める（同法第35条第1項及び第36条第1項）。

³⁰ 船舶を対象とする抵当権に関しては、海上先取特権及び抵当権に関する国際条約（1993年）の批准を受けて制定された国内法において手続の詳細が定められている。航空機を対象とする抵当権に関しては、2009年に制定された航空法に基づいて規定されているが、施行規則が未制定であるため事実上現段階では利用されていない。

³¹ 抵当権法上の抵当権及び信託担保権の詳細については、福井信雄「インドネシアにおける強制執行、民

本件設例では、販売したA社製品に対して担保権を設定する場合には信託担保権を利用し³²、例えばK社が保有する土地建物に担保権を設定する場合には抵当権が利用されることになる。

(3) 所有権留保

担保権を設定することなく売買代金債権を保全する手段として実務上よく利用されるのが所有権留保売買である。割賦販売契約等においても利用されるが、売買代金が完済される時点で売買の目的物の所有権が買主に移転するというものである。インドネシア民法典上は所有権留保売買に関する規定はないものの、インドネシア法上、当事者の合意としては有効と解されている。民事保全・執行手続が必ずしも十分に機能していない状況下では、担保権を設定して不履行があった場合には担保実行により債権を回収するという正攻法の回収よりも、売買取引において債務不履行が生じた場合には直ちに売買の対象物を引き上げるといったより直截的な手段を取る方が実務的には回収可能性が高い場合も少なくない³³。

担保権の設定と比べて所有権留保による債権保全を行う際の注意点は、登記・登録等による公示の手段がないという点である。したがって、買主が売買代金を完済していないにもかかわらず、第三者に対して当該売買の目的物を転売した場合、売主は当該第三者に対して目的物の所有権を主張できるかという点が問題となる。この点、インドネシア民法典は、他人の財産の売買は無効であると規定しており、売買の目的物が他人の物であることを買主が知らなかった場合には、売主は買主に対して当該売買に伴う費用、損害、利息を賠償する責任を負うとされている(法第1471条)³⁴。しかし他方で、動産の占有は完全な所有権の証拠となるものとするとの規定が置かれている(法第1977条)。両規定の関係をどのように考えるべきか問題となるが、売買の目的物が動産の場合には、当該目的物が他人の物であることにつき善意無過失の買主は当該目的物の所有権を取得し、真の権利者は所有権を失う帰結となると解されている。

事保全及び担保権実行の法制度と運用の実情に関する調査研究」(2011年度法務省法務総合研究所国際協力部委託研究)31頁以下を参照されたい。

³² なお、信託担保権を設定する前提として、当該製品の権利がK社に移転されていることが必要である。所有権留保等により権利がまだ移転していない場合には、担保権設定の対象とはならない。

³³ なお、この売買の対象物を引き上げるという行為は、当該対象物の価値が不履行の債務額に比して大きい場合などは債務者側を不当に害することにもなり得るため、日本法上は割賦販売法によって清算の手続が規制されているが、インドネシアでは未だ割賦販売法に相当する立法はなされておらず、債権者側の実力行使による回収が事実上行われている。

³⁴ 他人物売買を認めないというのは、「他人の権利を売買の目的としたときは、売主は、その権利を取得して買主に移転する義務を負う。」と規定する日本の民法と大きく異なる点である。ただし、同条の規定の適用を他人の不動産の売買の場合に限り、動産の売買には適用すべきでないとする有力説も存在するようである。同条の規定を他人の不動産が売買された事例に適用し当該売買を無効とした最高裁判所の判決が存在する一方で、他人の動産が売買された場合に同条の適用について判断がされた事例は確認できなかった。

本件設例においても、売買の目的物であるA社製品の所有権を代金完済までの期間A社が留保しておき、債務不履行が生じた場合には直ちに当該目的物を引き上げる権利を盛り込んだ割賦販売契約を締結することは、実務的な債権保全手段としては有用であろう。なお、債務不履行時には迅速に目的物を回収することが必要であることから、日常的に債務者の財務状況等をモニタリングできていることが望ましく、A社がインドネシアに拠点を持たない日本法人であるような場合には、有事において迅速な対応が難しく、所有権留保取引よりは担保権の設定という手段の方が妥当な場合も多いと考えられる³⁵。

(設例7) 債権の消滅時効

A社は、インドネシアの取引先N社に対して15万米ドルの売掛債権を有しているところ、弁済期限を過ぎているにもかかわらず、N社が支払いに応じない。弁済期限においてA社がN社に対して支払いの催告をしてから既に4年半が経過しており、催告書がN社に届いているかどうか不明である。A社の売掛債権が消滅時効にかからないようにするためにはどのような手段で保全を図る必要があるか。

(検討)

(1) 時効

時効とは、一定期間の経過によって、また法律の定めた条件の下に、ある物を取得し又は債務から解放されるための制度である（法第1946条）。インドネシア民法典においても、時効には取得時効と消滅時効の2つの種類の時効が規定されている。時効は事前に放棄することができないが（法第1947条）、時効成立後に放棄することは明示又は黙示の意思表示によって可能とされている（法第1948条）。

消滅時効に関しては、原則として、あらゆる権利の申立ては30年の経過により時効によって消滅すると規定されており、時効を主張する当事者はこれに関して何らの証拠を提示する義務もなく、また時効を主張する当事者が悪意であったとしても相手方はそれに対する異議を述べることはできないとされている（法第1967条）。これは、立証等が不要でかつ援用者の主観的認識も問わないとされている点で通常の消滅時効とはやや性格を異にするものであり、いわゆる除斥期間と解される。この除斥期間の設定に加えて、債権の種類毎に1年、2年又は5年の3種類の時効期

³⁵ 担保権と比較した所有権留保のもう一つの問題点は、買主が破産した場合の取り扱いである。今回破産法は調査の範囲からは外しているので詳細は割愛するが、インドネシアの破産法上、担保権者は破産手続においても別除権者として当該担保権の対象物から他の債権者に優先して債権の回収が認められている。他方、割賦販売における所有権留保取引においては売買の目的物の所有権の帰属が問題となり得る。破産法上は、この点明確に規定した条文は見当たらないものの、適法な割賦販売契約が締結されている以上は、破産管財人もかかる契約に基づく合意の内容は尊重する可能性が高いと解されるが、事案によっては目的物が破産財団に組み入れられ、未回収の売買代金債権については一般債権者と同様の扱いしか受けられない可能性も否定できない。

間が設定されている（法第 1968 条乃至第 1971 条）。また、消滅時効の中断事由としては、①催告又は債務の裁判上の請求、及び当該債務に関連するあらゆる訴訟手続が開始され権限ある官吏が権利者の名義で送達を行った場合（法第 1979 条）、②債務者が債務の存在を承認した場合（法第 1982 条）が挙げられている。債権者が直接債務者に対して債務の履行の請求をただけでは消滅時効の中断事由にはならないことに注意が必要である³⁶。

本件設例では、A社がN社に対して保有するのは売掛債権であるところ、これは法第 1971 条に規定された「商人が納入した物品にかかる支払請求債権」に該当し、消滅時効の期間は 5 年と解される。現時点で既に 4 年半が経過していることから、急ぎ債権保全のために時効の中断措置を取る必要がある。中断事由のなかで最も簡便なのは、債務者から債務の存在を承認する旨の承認書を取得することであるが、債務者がその債務の存在を争っているような場合には、この書面を取得することは期待できない。したがって、この場合には前段落に記載した①の方法のいずれかを取る必要があることになる。これらはいずれも裁判所への申立てが前提となることから準備に時間を要するし、また、債務者の居所が不明の場合など時効の中断効を生じさせる送達が裁判所によって適切に期限までに行われるかという点の不確実性にも注意する必要があるだろう。

(設例 8) 危険負担

A社は現地製造子会社B社を設立後、工業団地内の一区画をO社から購入する不動産売買契約を締結した。不動産売買契約締結日に頭金として売買代金の 50%相当の 100 万米ドルを支払い、残額の支払いは 1 ヶ月後の土地の引渡しと同時にを行う条件であった。頭金の支払後、土地の引渡前に地震による地崩れにより土地が滅失した。

- (1) B社は支払済みの頭金の返還を請求することができるか。また、残代金の支払いを免れるか。
- (2) O社の責めに帰すべき事由によって土地の引渡しが遅滞している時点で土地が滅失した場合はどうか。

(検討)

- (1) 危険負担

インドネシア民法典は、債務の消滅原因の一つとして目的物の滅失を規定している。すなわち、契約の目的物が滅失した場合、かかる滅失が債務者の過失によらず、かつ債務者が履行遅滞に陥る前に起ったものである限り、債務者の債務は消滅する。

³⁶ 日本の民法下では、債権者から債務者に対して債務の履行の請求（催告）を行っただけでは時効は中断しないのは同様であるが、催告を行ってから 6 ヶ月以内に裁判上の申立てを行うことで中断効が生じる（民法第 153 条）。

ただし、債務者が履行遅滞に陥っていた間に当該契約の目的物が滅失した場合であっても、債務者があらゆる不測の事象について責任を負う旨の約束をしていない限り、仮に債権者に引渡しがなされていたとしても同様に滅失したであろうときには、債務者の債務は消滅する。かかる不測の事態が生じたことの立証責任は、それを主張する債務者側にある（法第 1444 条）。

本件設例（1）では、契約締結後、売買の対象物がその引渡期限前に滅失していることから、危険負担の原則にしたがって引渡債務は消滅する。ここで買主の代金支払債務の帰趨が問題となるところ、この点についてインドネシア民法典は、売り渡された物が特定物である場合には、引渡前であっても売買契約成立の時点から買主の危険負担とし、売主は売買代金を請求することができるとの定めを置いている（法第 1460 条）。これに従えば、本件設例でも契約締結後引渡前の土地の滅失の危険は買主が負担することになるようにも読める。しかしながら、同条については、最高裁判所回状 1963 年第 3 号により、もはや適用しないものとして取り扱う旨の通達がなされており、インドネシアの法律実務家の間では空文化した条文と理解されている。したがって、本件設例において買主が土地の滅失の危険を負担することはなく、既に支払済みの頭金については、O社はB社に対して返還しなければならない。B社が残代金の支払義務を免れるのは言うまでもない。

設例（2）の場合は、土地の引渡義務者であるO社に履行遅滞が生じている間に目的物が滅失している。本件の地震による土地の滅失という事象は典型的な不可抗力事由であり、O社の履行遅滞がなかったとしても滅失が生じていたことは間違いないといえることから、やはり引渡債務は消滅すると解される。なお、O社による引渡後に土地が滅失した場合には、既に危険はB社に移転済みであり、この場合には土地が滅失したとしてもB社が代金支払債務を免れることはないと解される。実務的にも、不動産売買の際には危険の移転時期が契約において明記されることが一般的であり、物件の引渡時点において危険が移転すると規定しているケースが多い。

第3節 債権の回収に関する法的問題の分析と検討

(設例9) 債務の弁済

A社は、P社に対してA社製品である工作機械を50万米ドルで販売した。弁済期を製品引渡後の6ヶ月後に設定していたところ、弁済期限を過ぎても支払いがなされない。

- (1) P社の関連会社であるQ社から、P社の財務状況が悪化していることからQ社が債務を肩代わりして弁済をしたいとの申し出を受けた。かかる弁済は有効か。
- (2) P社には現時点で資力がないことが判明したため、A社が販売した工作機械を引き上げることを検討しているが、可能か。また、P社から債務の弁済に代えてP社が保有する土地の権利を取得することは可能か。
- (3) P社から弁済期限の猶予の申し出を受けてA社は弁済期限を毎月末10万米ドルの5回分割払いに条件を変更した場合、これは債務の更改とみなされるか。また、P社がA社にQ社が債務の引受人となる旨伝え、A社とQ社との間で債務引受契約が締結された場合、債務の更改がなされたと評価されるか。

(検討)

(1) 債務の弁済

インドネシア民法典は、債権の消滅原因として、①弁済、②供託を伴う弁済の提供、③更改、④相殺、⑤混同、⑥免除、⑦給付すべき物の毀損、⑧無効又は取消、⑨解除条件の成就、⑩時効を挙げている。債権の回収手段としては、①弁済を受けるとするのが最も標準的な債権回収方法ということになる。そこでまずは、インドネシア民法典における弁済に関する規定を概観する。

(ア) 弁済者（第三者による弁済）

インドネシア民法典は債務の弁済をできる者を広い範囲で認めている。すなわち、債務者本人に限らず、連帯債務者や保証人等の利害関係を持つ者だけでなく、利害関係を有さない第三者による弁済も認めている。利害関係を有さない第三者が弁済する場合には、原則債務者の名義で弁済がなされることになるが、自己の名義で弁済することも許容されており、ただその場合には弁済後に債権者の権利に代位することができない（法第1382条）。ただし、契約の性質上、債務者自身が履行することが債権者により期待されている行為債務に関しては、弁済を第三者が履行することは認められない（法第1383条）³⁷。

³⁷ 日本の民法典では、利害関係を有しない第三者による弁済は、債務者の意思に反しては弁済できない（民

(イ) 弁済の受領権限者

債務の弁済は、債権者若しくはその委任状を持つ者、又は債権者に代わって受領することを裁判官又は法律により認められた者に対してなされなければならない、債権者に代わって受領する権限のない者に対してなされた弁済は、債権者がこれを是認し、又はそれにより現実に利益を受ける場合に限り有効である（法第 1385 条）。ただし、債権の債務証券を占有する者に対して善意でなされた弁済は、仮にその後強制執行によりその者が証券の占有を失ったとしても有効とされている（法第 1386 条）。いわゆる準占有者に対して善意で弁済した債務者を保護する趣旨である。他方で、以下の場合には、債務の弁済が法律上無効とされることに注意が必要である。

- (i) 債権者に対してなされた弁済は、債権者がそれを受領する能力がなかった場合、債権者がその弁済によって現実に利益を受けたことを債務者が証明しない限り、その弁済は無効とされる（法第 1387 条）。
- (ii) ある債権が第三者から差押えや異議申立を受けている場合に、それを無視して債権者に対して行った弁済は無効とされる（法第 1388 条）。差押債権者はこの場合、債務者に対して再度の弁済を請求することができる。

(ウ) 弁済の目的物

債務の履行として何を弁済するべきかは、原則として契約に基づく当事者の合意にしたがって定まることになるが、インドネシア民法典では若干補足規定を置いている。すなわち、特定物債権に関しては、その物の給付の時の状態のまま、その物を引き渡すことにより債務を免責される（法第 1391 条）。種類物債権について、その品質に関する合意がない場合には、最上の質の物を提供する必要は無いが、最低の質では足りないとしており、したがって中等の質の物を提供すれば足りると解される（法第 1392 条）。

なお、インドネシア民法典では、債権者はたとえ債務者から弁済として提供された物が本来の債務に基づき弁済される物と同等又はそれ以上の価値を有する物であっても、本来給付されるべき物の受領を強制させられることはない（債権者の同意があればもちろん問題ない）と規定している（法第 1389 条）。反対に、債務者が本来の債務の履行ができない場

法第 474 条第 2 項)。ただ、特に金銭債務の場合などにこのような制限を加えることの「立法趣旨自体必ずしも合理性がないので、利害関係のない第三者の範囲はなるべく狭く解するべきだ（つまり債務者の同意なしに弁済できる人の範囲を広くすべきだ）というのが学説の多数である。」と解されている（前掲内田「民法Ⅲ」37 頁）。

合に、債権者がそれに代えて債務者の保有する別の物を本来の債務の履行に代えて受け取る場合にも、強制的に債権者が債務者の物を接収することはできないが、当事者の合意があればかかる代物弁済の合意も有効と解される。

(エ) 弁済の場所

債務の履行場所が契約で合意されていない場合には、契約締結時の債権者の居住地に変更がなければ債権者の住所地で、変更がある場合には債務者の住所地が履行場所となる。ただし、特定物に関する義務の履行は、当該特定物の所在地にて行われる（法第 1393 条）。日本の民法典では、特定物に関する債務以外は、原則持参債務であり、債権者の現在の住所において弁済することが義務付けられているが、インドネシア民法典ではこの原則が修正されているため、債権者の立場に立てば弁済の履行地は債権者の現住所地であることを明記しておくのが実務上望ましい。なお、弁済に要する費用は債務者が負担する（法第 1395 条）。

(オ) 弁済の効果

弁済の効果は一義的には債務の消滅であるが、同一の当事者間に複数の債務が存在する場合には弁済の充当の問題が生じる。この点、インドネシア民法典では、どの債務に充当するかについては債務者が指定することができる（法第 1396 条）。ただし、利息を伴う債務の債務者は債権者の同意がなければその弁済を利息の支払いに先んじて元本に充当することはできず、まずは利息に充当しなければならない（法第 1397 条）。債務者が指定充当をしない場合には債権者がどの債務に充当したかを明示することができ、債務者は原則それに対して異議を唱えることはできない（法第 1398 条）。債権者・債務者双方が充当の順序を指定しない場合には、弁済期が到来している債務の中で債務者にとって最も利益の多い債務に対して弁済がなされたものとみなされ、全ての条件が同じ複数の債務がある場合には、各債務の割合に応じて弁済されたものとみなされる（法第 1399 条）。

第三者による弁済がなされた場合には、その効果として第三者は債権者の権利を債権者に代位して債務者に対して行使することができる（法第 1401 条）。

(カ) 本件設例の検討

本件設例（1）は、第三者による弁済であり、金銭債務の弁済であることから債務者本人が履行しなければならないという要請はなく、A社がQ社からの弁済を受けることは特段問題ない。A社としても弁済能力に不安が生じているP社からの弁済を待つよりは、Q社からの弁済を受領

してできるだけ早く債権を回収するに越したことはない。なお、Q社から全額の弁済を受領した場合は、A社が債権者としてP社に対して保有していた権利は全てQ社がA社に代位して行使することになる。

本件設例（2）は、代物弁済の可否である。インドネシア民法典には代物弁済に関する要件は定められていないものの、当事者間の合意があれば禁止される理由はない。ただ、債務者の弁済能力が無くなった時点で代物弁済の協議を始めるのでは、債権の保全として十分とは言えず、本件設例では、例えば売買契約締結の段階で債務不履行が生じた場合には、A社が指定するP社保有の資産を代物弁済として受領できるといった趣旨の代物弁済の予約の合意をしておくことが望ましい³⁸。なお、インドネシアの不動産法制下では、不動産の権利を外国法人が取得することは認められていないため、代物弁済の合意として不動産をその対象資産に選定する場合には、当該不動産の権利を取得できるインドネシア法人の存在が必要であることに留意する必要がある。

（2） 債務の更改

債務の更改とは、債務の要素を変更することにより、旧債務を消滅させ新たな債務を成立させる合意である（法第1413条第1号）。債務の更改がなされた場合、旧債務が消滅するため、それに伴い旧債務に付随していた担保権や抗弁が新債務には引き継がれないため、実務的には必ずしも使い勝手のよい制度とは言えない。インドネシア民法典は、債務の更改は推定されず、書面により債務を更改することの合意をしない限り、その効力（旧債務の消滅）は生じないと規定している（法第1415条）。したがって、本件設例（3）において、債務の弁済期限を猶予する旨の合意をただけでは債務の更改により旧債務が消滅することはない。

第三者により債務引受がなされた場合も、債権者が債務の移転をした債務者の債務を免除する旨の意思表示をしない限りは、債務の更改は生じない（法第1417条）。この場合は、いわゆる併存的債務引受が成立し、債権者は原債務者にも債務引受人にも債務の履行を請求できることになる。なお、債務引受には原債務者の承諾は不要であり、債権者と債務引受人の合意に基づき行うことができるとされており（法第1416条）、したがって、債権者が債務引受がなされることと引き換えに原債務者の債務を免除するいわゆる免責的債務引受の場合も、債務者の承諾は不要と解される³⁹。免責的債務引受の場合、債務引受人が破産又は支払不能の状況に陥っても、債

³⁸ 設例6（3）で検討したように売買の対象物の所有権を留保しておくことも考えられるが、原材料などの日々消費されて消滅する動産の売買取引の場合などは、債務者の別の資産による代物弁済ができるようなアレンジが望ましいと言えよう。

³⁹ この点、日本の民法上、債務引受に関する規定は置かれていないものの、免責的債務引受は債務者の意

権者は旧債務者に対して原則支払いを求めることができなくなるため、注意が必要である（法第 1418 条）。

本件設例（3）の債務引受の事例では、旧債務者の債務を免除する旨の意思を表示しない限りは、旧債務者の債務が消滅することはないため、債務引受契約を締結することにより債権の保全・回収を図るといのは有効な手段として実務上の選択肢になりえよう。この際、債務を免除する意思の表示は書面によらなければならないという制約はないため、免除の意思がなければ、A社の立場に立てば、Q社との間の債務引受は、併存的債務引受でありP社の債務を免除するものではないことを債務引受契約において明記しておくことが望ましい。

（設例 10）債権譲渡の要件

A社は、R社に対して 100 万米ドルの売掛債権を保有しているところ、弁済期限は半年後であることから、Y社に対して債権譲渡することにより早期に現金化して回収したいと考えている。A社とR社との間で譲渡禁止特約の合意は無いものとする。

- （1） A社からY社への債権譲渡にはどのような手続が必要か。
- （2） A社からY社への債権譲渡をR社に対抗するためにはどのような要件が必要か。
- （3） A社とR社の間で譲渡禁止特約の合意をすることは有効か。

（検討）

- （1） 債権譲渡の効力要件

インドネシア民法典上、金銭債権は「動産」に含まれると定義されており（法第 511 条第 3 号）、第 2 編の「物」のなかに債権譲渡に関する規定が置かれている。この点は日本の民法典の考え方と大きく異なる⁴⁰。そして、インドネシア民法典は、指名債権の譲渡の要件として、以下の 2 つの要件を規定している（法第 613 条）。

- （ア） 債権譲渡の合意が譲渡人と譲受人との間で書面によりなされること。
- （イ） 債務者の承諾又は債務者への通知が書面によりなされること。

（イ）の要件に関しては、債務者への通知だけで足りるのか、これに加えて債務

思に反して行うことはできないというのが通説・判例であるが、「債権者と引受人の合意で併存的債務引受をしたうえで債権者が債務者の債務を免除（519 条）すれば、債務者の意思を問題とすることなく免責的債務引受と同じ帰結を導ける以上、債務者の意思を問題とするのは無意味である。」という批判もある（前掲内田「民法Ⅲ」244 頁）。

⁴⁰ 債権が動産に含まれるという解釈は、同じくオランダ統治時代に制定された民事手続法である改正インドネシア手続法（*Het Herziene Indonesisch Reglement*）においても採用されている。すなわち、同法では民事執行の手続について不動産執行と動産執行の 2 種類しか規定しておらず、債権執行については、動産の執行手続が適用又は準用されている。しかしながら、動産執行と債権執行では換価手続の要否や第三債務者の有無など執行手続に影響を与える相違点があることから本来別途手続規定が定められる必要があるはずだが、この点は運用に委ねられているのが実態のようである。

者の承諾も必要なのかという点は必ずしも明確ではなく、実務上は通知だけではなく債務者の承諾まで取得しておくことが望ましいとされている。通知・承諾は債権譲渡がなされた後、書留郵便又は裁判所の廷吏による送達のいずれかの方法で行われる。通知・承諾の言語についての制限は特段無いものの、裁判所の廷吏により送達される場合には、インドネシア語で行うことが望ましいとされている。

なお、債務者の承諾に関連して、インドネシア民法典は相殺との優劣を定めている。すなわち、債権譲渡に対して異議を留めることなく承諾した債務者は、債権譲渡前に債権者との関係で相殺適状が生じていた場合でも、当該相殺を債権の譲受人に対して主張することはできなくなるが、債権者からの債権譲渡に関する通知を受領したのみで積極的に承諾はしていないという場合には、通知がなされた後で発生した債務についての相殺が認められなくなる（法第 1431 条）。

（2） 債権譲渡の対抗要件

債権の譲渡が動産の譲渡と大きく違う点の一つは、対抗要件の具備のための特別な手続の必要性及びその方法である。日本の民法典では、債権譲渡の効力発生要件と対抗要件とは区別して規定されており、さらに対抗要件には債務者対抗要件と第三者対抗要件の 2 つが存在する⁴¹。しかしながら、インドネシアではこの効力発生要件と対抗要件とが必ずしも明確に区別されて論じられていないように見受けられる。条文上（法第 613 条）は、債権の譲渡は証書によってなされなければならないという要件が第 1 文で規定され、ただし通知又は承諾がない限りはかかる債権譲渡の効力は債務者には及ばないと第 2 文で規定されている。この規定ぶりを見れば、通知又は承諾は債務者対抗要件とも解釈できるが、インドネシアの複数の弁護士からのヒアリングによれば、上記（ア）と（イ）のいずれも債権譲渡の効力発生に必要であると理解されているようである⁴²。

したがって本件設例（1）及び（2）に関しては、実務上も上記（ア）と（イ）の双方の要件を充足させておくべきである。実務上も、債権譲渡の条件は債権の譲受人となる Y 社との合意が必要であり、Y 社としては債権を譲り受けた場合に R 社に対して自己が債権者であることを対抗できなければ債権譲渡を受ける意味は乏し

⁴¹ 債務者対抗要件は債務者に対する通知又は債務者の承諾であるが、第三者対抗要件を具備するためには確定日付のある証書によりかかる通知又は承諾を行う必要がある（民法第 467 条第 1 項、第 2 項）。

⁴² 効力要件と対抗要件が明確に区別されていないのは、例えば抵当権法でも同様に見受けられる。抵当権の設定は、抵当権設定者と抵当権者の間で、特定の債務を担保するために特定の不動産に係る権利の上に抵当権を設定する旨の合意に基づき抵当権設定証書を作成し、かかる証書に基づき不動産登記所における登記簿に登記することで、その効力が発生する（抵当権法第 13 条第 5 項）と規定されている。他方で、抵当権設定証書の締結から登記の完了まで実務的には 1 ヶ月程度を要するところ、例えば金融機関による担保融資は抵当権設定証書の締結の時点で実行されており、抵当権設定証書の締結時点で抵当権の効力が発生していることを前提としているような実務も見受けられる（抵当権設定証書の締結後に登記が完了せずに結果的に効力が発生しない現実的なリスクは低いということでこのような実務が一般的に行われているのかもしれない）。

く、実務的には効力要件だけ充足して対抗要件を具備しないということは特別の場合⁴³を除いてあまり想定されないであろう。

なお、インドネシアでは、日本の債権譲渡登記のような登記・登録制度は存在しない。

(3) 譲渡禁止特約の有効性

上述のとおり、金銭債権は一般的に譲渡可能とされているところ、当事者間で譲渡禁止特約の合意をすることは有効と解されている。譲渡禁止特約に違反して債権を譲渡した場合の効果については明文の規定はなく、債権譲渡自体が無効と解される可能性が高い。

本件設例(3)では、譲渡禁止特約の合意は有効と解されるため、もしかかる合意がA社とR社の間に存在する場合には、A社はまずR社との間で譲渡禁止特約の合意を解除するか、又はY社に債権譲渡をすることに関してR社の同意を取得する必要があることになる。A社の立場に立てば、債権譲渡による債権回収の自由度を確保しておくためには譲渡禁止の合意は避ける方が望ましい。

(設例 11) 債権の相殺

A社は、S社に対して100万米ドルの売掛債権を保有しており、既に弁済期が到来しているがS社が支払いに応じない。他方で、A社がS社に対して以下の債務を負っている場合に、A社は対当額で相殺することにより自己の債権を回収し、債務を消滅させることができるか。

- (1) 弁済期が未到来の50万米ドルの買掛金債務
- (2) 弁済期が到来している10億ルピアの買掛金債務

(検討)

- (1) 相殺の要件

相殺とは、二当事者間で双方が互いに債権を有している場合に、一定の条件が整った場合に対当額で債権を消滅させる行為を意味する。インドネシア民法典上、相殺は債権の消滅原因の一つとして規定が置かれているところ、特徴的なのは、以下の事由が生じた場合に、「自動的に」相殺が生じる(法第1425条乃至第1427条)という点である⁴⁴。

⁴³ 日本の実務では、債権譲渡人が債権譲渡をした事実を債務者に知られたくないという理由から対抗要件具備のための通知を保留する場合はあり得るが、債権譲受人としては対抗要件を具備できないため、かかる通知の保留を受け入れるケースは限定的である。

⁴⁴ 要件が整えば意思表示を待たずに相殺の効果が発生するという構成はフランス法が採用していたものである。日本法はその方式をとらずに、一方当事者による相殺の意思表示を必要としている(民法第506条)

- (ア) 双方が互いに債務を負担していること。
- (イ) 両債務が金銭債務又は同じ種類の債務であること。
- (ウ) 両債務が直ちに特定可能なものであること。
- (エ) 両債務が弁済期にあること。

しかしながら、現在の実務においては、上記の相殺適状が生じた場合に「自動的に」相殺が起こるとは解されておらず、インドネシアの多くの法律実務家も相殺が発生するには一方当事者が相殺の意思表示をし、他方当事者がそれに合意しなければその効力は生じないという解釈を採っているようである。仮にそうだとすると、相殺適状が生じたとしても一方的に相殺の意思表示をすることで実質的に債権回収を実現するということができないことになる。この解釈は法律上の規定と齟齬しているため、最終的にどのような司法判断がなされるかは不確かであるが、実務的には相手方の相殺の合意を取得しておくことが望ましいと言えよう⁴⁵。

本件設例（１）では、Ａ社がＳ社に対して負う債務の弁済期が未到来である場合にも相殺が可能かという点が問題になるが、期限の利益を放棄することは可能と解されることから、Ａ社が保有する債権の弁済期が到来している場合には、Ａ社からの相殺の行使は可能と解するべきであろう。設例（２）の場合には異なる通貨の金銭債務に関して対当額での相殺の可否が問題となるが、通貨が異なる場合でも金銭債務という「同種の」債務と評価できることから、適切な為替レートで換算した対当額での相殺は可能と解される。ただ、現在の実務の運用を斟酌すれば、いずれの場合も当事者の合意が必要と解される可能性があることに留意する必要がある。

（２） 相殺と第三者の権利

相殺によって第三者が既に取得している権利を侵害することは認められない（法第 1434 条）。上述の債権譲渡がなされた以降の相殺の制限に加え、第三者から差押えを受けた債権の債務者がその後、当該債権の債権者に対して別の債権を取得したとしても、その時点で相殺を援用することは差押債権者を害するとして認められないと規定されている（法第 1434 条）。また、相殺により法律上は消滅した債務を弁済した者は、相殺しなかった債権を請求する際に、第三者の利益に反してその債権に付随する先取特権及び抵当権を行使することはできない（法第 1435 条）。

第 1 項）。

⁴⁵ 相殺適状が生じた段階で相殺の合意をする以外に、原因債権の発生段階で相殺の予約をしておくことも考えられる。すなわち、相殺適状が生じた場合の一方当事者の相殺の意思表示により相殺ができる旨の相殺予約の合意も有効と解され、かかる合意をしておけば実際の相殺の際に都度合意を取り付ける必要は生じない。

(設例 12) 債務不履行による契約解除と損害賠償

A社のインドネシア現地子会社B社は、Z社との間で事業用地を購入する契約を締結した。引渡期限を契約締結日から2ヶ月後に設定してB社は頭金として200万米ドルをZ社に対して契約締結日に支払った。しかしながら、売買の対象となっていた土地の一部はまだZ社による買収が完了しておらず、地権者から予想外の反対を受けており、買収完了の見込みが1年後になるとの通知を受けた。B社は、1年後には同地に工場を建設して生産を開始する事業計画を立てており、大手自動車メーカーとの間でも製品を1年後から納品することについて合意していた。同地で生産ができない場合、タイの工場から輸入して調達するしかなく、それによる損害は1000万米ドルと試算される。かかる場合、B社は契約を解除してZ社に対して損害賠償を請求することができるか。

(検討)

(1) 契約の解除の要件

インドネシア民法典における契約の解除の規定ぶりは独特である。双務契約において一方当事者が義務の履行を怠った場合には、解除条件が成就したものとみなされる(法第1266条)。解除条件は、それが成就した時点で債権債務関係を消滅せしめ、契約が存在しなかった以前の状態に回復させる条件と定義されており(法第1265条)、この定義に沿って解釈すれば債務不履行が生じた時点で解除条件が成就し法の適用により当然に契約関係が消滅して双方に原状回復義務が生じるように読めるが、インドネシア民法典では契約不履行の場合には自動的に解除されるのではなく、裁判所に対して解除の申立てを行うことを求めている(法第1266条)。解除の申立てがなされた場合で解除条件が契約に明記されていないときは、裁判所は被申立人の要求があればその裁量によって、状況に応じて1ヶ月を超えない範囲で期間の猶予を付与することができる。なお、契約当事者は、相手方の債務不履行に対して上述の契約の解除を裁判所に申し立てることもできるし、他方で相手方に対して債務の履行を催告することも可能とされている(法第1267条)。

これは実務的には受け入れがたい規定である。相手方の債務不履行があった場合に、裁判所の判断を仰がなければ契約解除ができないというのでは手続が煩雑に過ぎる。一方当事者による解除の有効性を争う場合に裁判に持ち込まれるというのは当然であるが、解除権の行使自体が裁判を経ないと認められないというのは非常に厳しい解除権の制限といえる。現在の経済取引の実態に鑑みてもかかる規定の合理性を説明することは困難であり、実務上も、インドネシア民法典第1266条及び第1267条の規定は、契約において適用を排除する(又は契約上認められている各当事者の解除権の行使や債務不履行時の相手方当事者の権利の行使を妨げない)という趣旨の規定を置くことにより、実質的に適用を回避している。仮に本規定が強行法

規だと解釈されると適用を排除すること自体ができず、かつ準拠法如何にかかわらず適用される可能性があるものの、実務的には本規定は任意規定であり別途契約で定めた場合には一方当事者による裁判手続を経ない解除権の行使も可能と解されており、また、準拠法がインドネシア法でない場合には、適用除外規定を敢えて契約に規定しない場合が多い。

本件設例においては、契約の解除事由を規定するとともにインドネシア民法典第1266条（及び第1267条）の適用除外規定を設けていない限り、解除には裁判所への申立てが必要と解される可能性がある。また、工業団地の開発事業者との不動産売買契約においては、買主からの解除権の行使が制限されていることが多く、例えば売主による引渡しが遅延した場合でも買主が解除権の行使が認められないという内容の契約が実務上も見受けられる⁴⁶。インドネシア民法典の解除の規定に沿った解除権の行使は現実的に機能しないため、インドネシア法を準拠法にする場合には、必ず解除事由、解除権の行使及びその効果について規定しておく必要がある。

（2） 損害賠償の範囲

債務を履行しなかった契約当事者は、債務者の不履行が認められた後なお履行を怠った場合、又は特定の期間内に履行するべき義務を履行せずに当該期間が経過した場合に、それによって相手方が被った損害、費用及び利息を賠償する義務を負う（法第1243条）。債務不履行が自己の責めに帰すべき事由によらずに生じた場合には損害賠償責任を負わないが、かかる事実の立証責任は債務者側が負う（法第1244条）。この場合の損害は、原則として債務不履行によって被った損失と債務不履行がなかったならば得られたであろう利益から構成される（法第1246条）⁴⁷。債務不履行の場合に損害賠償として一定金額を支払うべきことを契約に規定した場合には、いかなる場合も当該金額が損害賠償額となり、他方当事者はこれを超えて損害賠償を請求することはできない（法第1249条）。

では、本件設例の場合にA社が請求できる損害の範囲はどのように解釈するべきだろうか。損害賠償額についての契約上の合意がなされていなかったとすれば、A社の被った損失及び失った利益を具体的にどのように算定するかについては、法は明確な基準を置いていない。ただ、これは立法の不備の問題というべきではなく、

⁴⁶ これは契約の雛型が通常売主である開発事業者側から提示されることが多いという形式的な理由もあるが、それに加えて、売買対象土地の買収、権利の設定登記及び造成に要する期間が正確に予測できないという実務上の事情もある。特に直ちに引渡しができる状態になっていない土地に関しては、売主側が引渡日を明確に約束していない（約束していたとしても遅延しても遅延損害金も発生しないし買主側に解除権も発生しない）内容の契約になっている場合があるので、実務上注意が必要である。買主の立場に立てば、一定期間内の遅延に関しては遅延損害金の支払いを求め、一定期間以上の遅延が生じた場合にはその時点で買主に解除権が発生するといった内容にしておくことで、引渡しの遅延に対する抑止力を契約上確保しておくことが交渉の鍵となる。

⁴⁷ 金銭債務の場合には特則が置かれており、法定利息相当額が損害額とみなされる（法第1250条）。

実務上の解釈や判例の蓄積によって補われるべき事項である。日本の民法においても、損害賠償の範囲は①通常損害と②予見可能性があった場合における特別損害とのみ規定されており、何が通常損害で何が特別損害に含まれるかというのは学説・判例の積み重ねによって確立されてきた。インドネシアの実務においてはこの蓄積が不足していることが法律の不明確性の大きな原因になっているように見受けられる。特に判例の蓄積という意味では、インドネシアの裁判所の判決には先例拘束性がなく、個別事案毎の判断がなされているのが現状であり、過去の判例との整合性も必ずしも重視されていない。このような状況下で、損害の範囲として何が含まれるのか、限界事例はどこかという議論をする実益はあまりないと言えよう。実務的には、かかる現状を踏まえ債務不履行時の賠償の範囲や賠償額の算定方法についてできる限り細かく規定を置くことで対処するのが現実的である。

第4節 債権各論に関する法的問題の分析と検討

(設例13) 売買契約の手付

A社のインドネシア現地子会社であるB社は、インドネシアの不動産開発業者D社からオフィスビル一棟を土地の建設権付きで購入することに合意し、不動産売買契約を締結した。契約締結日において、同契約の規定に基づき、B社はD社に対して、10億ルピアを手付として支払った。

- (1) 物件の引渡前、B社は翻意して、手付金を放棄する代わりに不動産売買契約を解除したい旨D社に対して申し出た。かかる契約の解除は認められるか。
- (2) 物件の引渡前、D社は翻意して、手付金の倍額を提供する代わりに不動産売買契約を解除したい旨B社に対して申し出た。かかる契約の解除は認められるか。

(検討)

(1) 手付

契約締結に際して当事者間で手付と呼ばれる金銭その他の有価物が授受されることがある。インドネシア民法典においては、売買が手付を交付して行われたときは、当事者のいずれからも手付の放棄又は返還により売買を取り消すことはできないと規定されている(法第1464条)。手付損又は手付倍戻しによる一方当事者からの解除を認める日本民法とは大きく異なる⁴⁸。インドネシア民法典は、正当に成立した契約は法律で定める場合のほか当事者双方の合意によらなければ解除できないという原則を明記しているところ(法第1338条)、法第1464条は手付の交付によってかかる原則が変更されるわけではない旨を明確にしたものであり、インドネシア民法典における手付は解約手付としての性格を有していないことに注意する必要がある。

ただし、法第1464条は任意規定であり、当事者の合意によって変更することは可能である。関連規定として、買主が売買を中止する権利を有している場合に、売主は買主が支払った代金その他の費用を償還すべき旨の定めがあるところ(法第1488条)、売買契約に手付の授受に関する定めとともに単に買主の売買中止権を規定した場合には、同条に基づき売買中止権を行使した買主に対して売主は受け取った手付を返還すべきことになることと解される。もちろん、日本民法の原則と同様の帰結となるよう、手付損・手付倍戻しによる解除規定を合意により設けることも有効と解される。

したがって、本件設例では、当事者間において手付損・手付倍戻しによる解除を

⁴⁸ 「買主が売主に手付を交付したときは、当事者の一方が契約の履行に着手するまでは、買主はその手付を放棄し、売主はその倍額を償還して、契約の解除をすることができる」(民法第557条第1項)。このような手付は、解約手付と称される。

認める等の特段の合意がなされていない限り、いずれの当事者からも解除事由の発生無しに売買契約を一方的に解除することはできないこととなる。

(設例 14) 瑕疵担保責任

A社は、P社に対してA社製品である工作機械を販売した。P社のエンジニアが工作機械の使用を開始してからしばらくたって、不具合により工作機械が正確に作動せず、P社が想定していた使用に堪えないことが判明した。工作機械の納品時に両者立会いの下で検査を行った際にはかかる不具合は発見されなかったものの、後の調査によりかかる不具合がA社の製造過程における不良に起因するものであることが明らかになった。P社は、A社に対してインドネシア法上いかなる請求をすることができるか。A社・P社間の売買契約に売主の瑕疵担保責任に関する規定は置かれていなかったものとする。

(検討)

(1) 売主の代金返還義務

売主は、買主に対して、売買目的物の隠れた瑕疵につき担保責任を負う(法第 1491 条、第 1504 条乃至第 1506 条)。売買目的物に隠れた瑕疵があった場合、買主は当該目的物を売主に返還して売買代金の返還を受けるか、又は当該目的物を受け入れつつ、専門家による助言を受けて裁判官が決定する金額を売買代金の一部から償還を受けるかの選択をすることができる(法第 1507 条)。任意規定であり、当事者はかかる義務を拡張又は縮小することができ、売主はいかなる瑕疵担保責任も負わないとする契約も有効である(法第 1493 条)。ただし、売主がいかなる瑕疵担保責任も負わない旨約定した場合でも、売主自身の行為によるものについては責任を免れず、かかる責任をも免除する旨の契約は無効となる(法第 1494 条)。

本件設例においては、工作機械の不具合は納品時の検査によっても判明しなかったというのであるから、隠れた瑕疵といえ⁴⁹、P社は工作機械と引き換えに売買代金の返還を請求することができる。

瑕疵担保責任に基づく権利行使期間についてインドネシア民法典は、かかる請求に関する訴訟は、瑕疵の性質に応じ、かつ売買の行われた土地の慣習を考慮して、「短い期間内」に提起しなければならないと規定するのみで(法第 1511 条)、具体的な期間につき何らの言及もない。したがって、不具合に気が付いたP社は直ちに必要な対応をする必要がある。

なお、P社は工作機械を保持して代金の一部償還を受けることもできるが、工作機械が想定していた使用に堪えられないような場合には、通常は返還のオプションが採られることになるだろう。

⁴⁹ 売主は、買主が自ら発見できるような瑕疵については責任を負わない(法第 1505 条)。

(2) 瑕疵修補請求又は代物請求

それでは、P社は代金の返還ではなく、A社に対して工作機械の修理又は瑕疵のない同種の工作機械との交換を求めることはできるか。瑕疵担保責任に関する売主の義務としては、インドネシア民法典上、前述のとおり代金の全部又は一部償還と損害賠償ないし費用償還の義務しか規定されていない。しかし、売買目的物が本件設例のような不特定物である場合には瑕疵物の引渡しは売買契約の履行に当たらず、売主はなお瑕疵のない物の引渡義務を負っているとの構成をとることはできないだろうか⁵⁰。この点について、インドネシアの弁護士によれば、瑕疵物であれ引渡しの段階で瑕疵に気付かず買主が受領した以上、売主の目的物引渡義務は履行されたものとして消滅し、当事者間で特に合意した場合でない限り、後に瑕疵の存在に気付いた買主が売主に対して修理や交換を求めることはできないと考えられているようである。かかる見解を前提とすると、製品に瑕疵があった場合の売主の義務として代金の返還では十分でないとする買主は、売買契約において売主による一定期間内の修理や交換の義務を明記しておくことが望ましいと言えよう。

(3) 売主の損害賠償義務

売買代金以外の損害等の賠償については、次のように定められている。すなわち、売主が売買目的物の瑕疵を知っていた場合は、受領した代金の返還に加え、買主が被った費用、損害及び利息の賠償をしなければならないが（法第 1508 条）、売主が瑕疵を知らなかった場合には、受領した代金の返還のほか、買主が負担した売買及び引渡しに関する費用を償還しなければならない（法第 1509 条）。売買目的物の隠れた瑕疵のために当該目的物が滅失した場合には、売主は受領した代金を買主に返還するとともに、瑕疵の存在の知不知の別により法第 1508 条又は第 1509 条に基づく賠償又は費用の償還をする義務を負う（法第 1510 条）。

本件設例では、両者立会いの下での検査においても工作機械の不具合が判明しなかったというのであるから、他に特別の事情のない限りはA社も瑕疵について不知であったと考えられよう。したがって、P社がA社に請求できる範囲は、売買代金のほかは売買及びP社が負担した引渡しに関する費用に限られると解される⁵¹。

⁵⁰ 日本の民法学においては、売主の瑕疵担保責任について、特定物売買の場合に限り法律が特別に認めた責任であるとする見解（法定責任説）と債務不履行責任の特則であり不特定物の売買においても適用があるとする見解（契約責任説）との間で長い間論争が繰り広げられてきた。

⁵¹ 工作機械が正常に作動しなかったことによってP社は予定していた生産計画を実行できず、P社に経済的な損失が生じていたことも考えられる。P社にかかる損失につきA社に賠償を求めることはできるか。瑕疵物の引渡しは債務の履行に当たらないと考えることができれば、債務不履行に基づく損害賠償（法第 1243 条）という構成が考えられよう。しかし、インドネシアの弁護士によれば、瑕疵物であれ買主が一度受領した以上は売主の引渡義務は履行されたものとして消滅しているから、債務不履行による損害賠償の

(設例 15) 賃貸借契約の解除

A社のインドネシア現地子会社であるB社は、インドネシア法人であるT社の保有するオフィスビル1階の一区画を本社事務所として使用する目的で賃借した。

- (1) B社は、T社に無断で賃借物件をU社に転貸し、自らは別のオフィスビルに移転した。T社は、無断転貸を理由として、B社との間の賃貸借契約を解除することができるか。同契約には、転貸借に関する規定は置かれていなかったものとする。
- (2) B社は、T社に無断で賃借物件に厨房施設を設置するなどの改装を施し、レストラン営業を開始した。T社は、賃借物件の目的外使用を理由として、B社との間の賃貸借契約を解除することができるか。同契約には、賃借物件の使用目的をB社の本社事務所としての使用に限定する旨が明記されていたものとする。
- (3) B社は、賃貸借契約に定める期限内に賃料を支払うことができなかった。T社は、賃料未払いを理由として、B社との間の賃貸借契約を解除することができるか。

(検討)

(1) 賃借人による無断転貸

賃借人は、権限なく賃借物を転貸し、又は賃借権を譲渡することはできない。違反した場合には、賃貸借契約は解除され、賃借人は損害、費用及び利息を賠償する責任を負う。賃貸人は、転貸又は賃借権譲渡を認める義務を負わない（法第 1559 条）。このように、インドネシア民法典においては、賃借人による無断転貸ないし賃借権譲渡は、別途の合意のない限り、賃貸借契約の解除事由とされている。ただし、例外があり、賃借物が賃借人自身の居住する住宅である場合には、契約中に明記されない限り、自己の責任においてその一部を他人に賃貸することができる（同条）。

本件設例（1）は、オフィスビルの一区画の賃貸であり、賃貸借契約に転貸借に関する規定は置かれていなかったというのであるから、原則どおりT社による解除が認められる。B社・T社間賃貸借契約の解除によりU社による当該物件の利用はその基礎を失い、U社はT社の求めに従い当該物件から立ち退かなければならない。

(2) 賃借物の目的外使用

賃借人が賃借物をその用途以外の目的に使用し、又は賃貸人に損害を与えるような使用をしたときは、賃貸人は事情によって賃貸借契約を解除することができる（法第 1561 条）。いかなる事情があれば解除が許されるのかについて定めた規定はない

構成をとることはできず、したがって他に特別の合意のない限りP社はかかる損失の賠償を請求できないとの帰結になるだろうとのことであった。買主の立場からは、売主の義務として瑕疵に起因して生じた損失等の賠償義務を売買契約に明記しておくことが望ましいと言えよう。

が、賃借人による軽微な違反は除外する趣旨と考えられる。

本件設例（２）は、本社事務所として使用するとのも明確な合意に反し、厨房設備を設置するなどの大幅な改装をしてレストラン営業を開始したというのであるから、B社による賃貸借契約の違反はもはや軽微と言えず、重大な目的外使用に該当すると言える。したがって、T社による解除が認められる。B社は賃借物件を原状に復したうえ返還しなければならない（法第1562条、第1563条）。

（３） 賃料の不払い

インドネシア民法典上、賃借人の主な義務として、①賃借物を善良な家長として使用する義務、及び②定められた期限内に賃料を支払う義務の２つが明記されている（法第1560条）。もっとも、前述のとおり、インドネシア民法典の原則では、契約上の義務違反があったからといって当然に他方当事者に解除権が生じるものではなく、裁判所に対して解除の申立てをしなければならない（法第1266条）⁵²。しかしながら、実務上は法第1266条の適用を契約上あらかじめ排除しておくのが通例であり、実際には賃貸人が裁判所に対して契約解除の申立てを行うというケースは稀であろう。

では、賃貸借契約において、法第1266条の適用を排除したうえ、かつ、賃借人が一度でも期限内に賃料の支払いを怠った場合には賃貸人は直ちに契約を解除することができる旨規定していた場合、賃貸人はかかる規定に基づき、一度の賃料不払いを理由に賃貸借契約を解除したと主張して、賃借人に対し賃借物の引渡しを求めることができるか。インドネシアにおいては賃借人の権利保護のため賃貸人の解除権を制限するような判例理論は形成されていない。そのため一度の賃料不払いであっても、当事者が法第1266条の適用除外に合意している以上は、賃貸人による解除権行使によって賃貸借契約は解除されたという結論を導くことも可能であろう。もっとも、現実にこのような紛争がインドネシアの裁判所に持ち込まれた場合、個別の事案において裁判所がどのような判断をするか予測することは難しい。

（設例16） 賃貸人による賃貸物の売却

A社のインドネシア現地子会社であるB社は、インドネシア法人であるT社の所有するOA機器を賃借していたが、T社は、賃貸借契約の期間中、U社に対して、当該OA機器をB社に賃貸中であることを告げずに、これを売却する旨U社との間で合意した。U社へのOA機器の売却について、T社はB社に対し何らの説明もしていなかった。当該OA機器がB社のもとにあると知ったU社がB社にこれを直ちに引き渡すよう求めた場合、B社

⁵² これに対して、本件設例（１）及び（２）の場合に法が賃貸人の解除権を認めるのは、これらの場合における賃借人の違反の態様が重大であるためと考えられる。

は引渡しに応じなければならないか。B社・T社間の賃貸借契約には賃貸人による賃貸物の売却に関して何らの定めも置かれていなかったものとする。

(検討)

(1) 「売買は賃貸借を破る」か？

「売買は賃貸借を破る」という法諺はローマ法に由来し、そこでは賃貸人たる所有者が賃貸物を売却した場合に賃借人との賃貸借関係は破棄されると考えられてきた。しかし、今日においては、かかる法原則は各国において修正ないし放棄されている⁵³。インドネシア民法典は、「売買は賃貸借を破る」の原則を放棄し、賃貸借契約は、特に反対の意思が表示されていない限り、賃貸物の売却によって破棄することができないと定めている（法第 1576 条）。すなわち、賃貸物の売買に基づき賃貸物の所有権が賃貸借関係について不知である新所有者に移転したとしても、賃借人の賃借権は存続し、賃借人は新所有者への賃貸物の引渡しを拒むことができる。

賃貸物の売却によって賃貸借契約が終了する旨の合意があった場合でも、賃借人は特別の規定がない限り補償を求めることはできないが、他方で補償を認める旨の規定がある場合には、賃借人は補償が支払われるまで賃貸物を引き渡す義務を負わない（同条）。以上をまとめると以下の表のとおりとなる。

賃貸物の売却に関する特別規定	賃貸物売却後の賃貸借契約	賃貸物の新所有者への引渡義務	賃借人の補償請求権
なし	存続	賃借人は引渡義務を負わず占有継続可能	—
売却により賃貸借関係終了（補償規定なし）	終了	賃借人は引渡義務を負う	なし
売却により賃貸借関係終了（補償規定あり）	終了	賃借人は補償が支払われるまで占有継続可能	あり

賃貸物の売却に関する特別規定がない場合に賃貸借契約が破棄されないことの

⁵³ 日本では「売買は賃貸借を破る」の原則を不動産賃借権について修正している。すなわち、登記された不動産賃借権は第三者に対して対抗可能であり（民法第 605 条）、借地権はその登記がなくても土地に借地権者が登記されている建物を所有しているときは第三者に対して対抗可能であり（借地借家法第 10 条第 1 項）、建物賃貸借についてはその登記がなくてもその建物の引渡しがあった場合にその建物について物権を取得した者が対抗力を有する（同法第 31 条第 1 項）。逆に言うと、かかる対抗力を具備していない限り賃貸借は保護されず、その限りにおいて「売買は賃貸借を破る」の原則がなお生きていると言えよう。動産の賃貸借に関してはこのような対抗力に関する規定がない。したがって、賃貸物たる動産が売却された場合、日本民法の解釈上は、賃借人は買主たる新所有者に対して賃借権を対抗することはできず、新所有者の求めるところに従って当該動産を引き渡す義務を負うと解される（ただし、反対説がある。）。

帰結として、当該賃貸借契約が新所有者・賃借人間に当然に承継されることになるかどうかは、インドネシア民法典の規定上明らかでない。新所有者が賃貸人としての地位を旧所有者から承継し、賃借人は所有権移転後に発生した賃料を新所有者たる新賃貸人に直接支払い、賃貸借期間の終了後は賃貸物を直接新所有者に返還すると解するのが合理的であるように思われるものの、この点に関する判例や法理は形成されていないようである⁵⁴。実務上は、新所有者・賃借間で従前の賃貸借契約を承継する旨の合意をするなり、新たな賃貸借契約を締結するなりして法的リスクの軽減に努める必要があるだろう。

⁵⁴ インドネシアの弁護士からの聴き取りに基づく。

第4章 結語

今回のインドネシアの民法典に関する調査を通じて再確認できたことは、インドネシア民法典と日本の民法典との親和性である。双方の民法典には類似する規定が数多く存在しており、特に債権法の章だけを見るとその規定の構造も似通っているし、典型契約として挙げられているものもほとんど重複している。各典型契約に規定されている条文も日本の民法典を想起させる規定が非常に多いのが印象的である。これは、いずれの民法典も元を辿っていけばフランスの民法典の影響を強く受けて制定されているということがその理由であろう。インドネシア民法典はオランダ統治時代に制定されたもので、時代遅れで現在の経済取引に対応できていないという抽象的な評価をよく耳にしていたが（筆者ら自身も同様の認識を有していたというのが正直なところである。）、個々の条文の内容や規定の細かさを比べても日本の民法典に比べて大きく劣っているという印象は受けなかった。これは日本の民法典も同様であるが、私人間の経済取引で起きうる全ての事象を予め規定しておくことはおよそ不可能であり、法解釈に委ねられる範囲というものはいかなる法律であっても一定程度存在する。業規制に関する法律などに比べると民法のようなファンダメンタルな法律は、解釈に委ねられる範囲が必然的に広がるのは避けられず、したがって、法文を読んだだけでは実務的にどのように解釈されるのか一義的に明らかでないというのは、一定程度はやむをえないところである。

前章でも損害賠償の範囲の検討のなかで少し触れたが、法文上明確に規定が置かれていない部分については、法解釈に委ねざるをえない。日本では、裁判実務による判例法の形成、法学者による法学研究に基づく法理論の発展、弁護士による実務のニーズに即した法解釈など、各法曹実務家がそれぞれの立場から法文にアプローチすることで時代に応じた法解釈が確立され、それが法律を補完するルールとして法的安定性に寄与するという実務が一定程度機能してきたと評価できよう。日本とインドネシアにおける法的確実性に差があるとすれば、この法解釈の発展度合いによるところも大きいのではないかと考える。日本の民法も1800年代に制定されて以降、マイナーな改正はなされてきたがようやくここに来て大改正の動きが出てきているように、制定から100年以上経っている法律であっても、時代に沿った法解釈を精緻に組み立てていくことで、依然機能する法律であり続けることは可能なはずである。そのためには、法曹実務家が法解釈の分野をリードしていく必要があり、特に裁判実務を通じた判例形成が特に重要であろう。インドネシアには司法の汚職の問題などもあり、必ずしも信頼される紛争解決機関とは言えないのが実情ではあるが、司法機関の信頼性を高めるとともに、判例に先例拘束力を付与することで法解釈の分野を発展させていくことが法的安定性・予見可能性を高めるためにも必要不可欠ではないかと考える。

他方で、このような状況下で実際に経済取引を行う日本企業にとっては、実体法上の法的不確実性を回避するための手段を常に検討しておく必要がある。インドネシア法以外の

準拠法を選択するというのとは一つの手段であるが、インドネシアで事業を行う以上はインドネシア法を準拠法とする契約を締結せざるを得ない場面も出てくると思われる。そのような場合には、その取引において特に重要な条件や、債権管理・保全の観点から将来想定されうる事態に対応できるよう可能な限り契約書の中に詳しく規定を置くことが望ましい。民法は本来任意性の高い法規であり、公序良俗違反などの強行法規性を帯びる規定は限られていることから、当事者の合意があるにもかかわらず無効とされるような条項は限定的である。

本報告書では、インドネシアという法的確実性の十分とは言えない法域で事業を行う場合に、特に債権の管理・保全・回収の観点から実務上問題になりうる債権法の論点について設例形式での検討を試みた。インドネシア民法典に関する日本語又は英語でアクセスの可能な体系的な解説書がほぼ皆無であったことから満足のいく検討ができたとは言い難いが、ある程度実務上の運用や解釈も織り込むことで、一定程度目的は達成できたのではないかと考えている。本報告書が、インドネシアで事業を行う日本企業にとって少しでも意義のあるものとして役立ててもらえることができれば幸いである。